

環境省による事業

令和2年度

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金

（建築物等の脱炭素化・レジリエンス強化促進事業

（新築集合住宅・既存住宅等における省CO₂化促進事業））

（集合住宅におけるZEH-M化等促進事業）のうち

■ 低中層ZEH-M(ゼッチ・マンション)促進事業

公募要領

令和2年4月

補助金を申請及び受給される皆様へ

一般社団法人 環境共創イニシアチブ(以下「SII」という)が取り扱う補助金は、公的な国庫補助金を財源としており、社会的にその適正な執行が強く求められます。当然ながら、SIIとしても厳正に補助金の執行を行うとともに、虚偽や不正行為に対しては厳正に対処いたします。

本事業の補助金の交付を申請する方、採択されて補助金を受給される方は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「補助金適正化法」という)」、及びSIIが定める「令和2年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(建築物等の脱炭素化・レジリエンス強化促進事業(新築集合住宅・既存住宅等における省CO2化促進事業))(集合住宅におけるZEH・M化等促進事業)交付規程(以下「交付規程」という)」をよくご理解の上、また下記の点についても十分にご認識いただいた上で補助金受給に関する全ての手続きを適正に行っていただきますようお願いいたします。

- ① 補助金に関係する全ての提出書類において、いかなる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないでください。
- ② 偽りその他の不正な手段により、補助金を不正に受給した疑いがある場合には、SIIとして、補助金の受給者に対し必要に応じて現地調査等を実施します。
なお、事業に係る取引先(請負先、委託先以降も含む)に対して、不明瞭な点が確認された場合、補助金の受給者立ち会いのもとに必要に応じ現地調査等を実施します。その際、補助金の受給者から取引先に対して協力をお願いしていただくこととします。
- ③ ②の調査の結果、不正行為が認められたときは、当該補助金に係る交付決定の取消を行うとともに、受領済の補助金のうち取消対象となった額に加算金(年10.95%の利率)を加えた額をSIIに返還していただき、当該金額を国庫に返納します。また、SIIから新たな補助金等の交付を一定期間行わないこと等の措置を執るとともに当該事業者の名称及び不正の内容を公表することがあります。
- ④ 補助金に係る不正行為に対しては、補助金適正化法第29条から第32条において、刑事罰等を科す旨規定されています。あらかじめ補助金に関するそれら規定を十分に理解した上で本事業の申請手続きを行うこととしてください。
- ⑤ SIIから補助金の交付決定を通知する前に、既に発注等を完了させた事業等については、補助金の交付対象とはなりません。
- ⑥ 補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合、若しくは補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとする場合の契約(契約金額100万円未満のものを除く)に当たっては、環境省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方とすることは原則できません(補助事業の実施体制が何重であっても同様)。
- ⑦ 補助金で取得、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という)を、当該取得財産等の処分制限期間内に処分しようとするときは、事前に処分内容等についてSIIの承認を受けなければなりません。また、その際補助金の返還が発生する場合があります。なお、SIIは、必要に応じて取得財産等の管理状況等について調査することがあります。
※ 処分制限期間とは、導入した機器等の法定耐用年数(減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年3月31日大蔵省令第15号)に定める年数)の期間をいう(以下同じ)。
※ 処分とは、補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、廃棄し、又は担保に供することをいう。
- ⑧ 補助事業に係る資料(申請書類、SII発行文書、経理に係る帳簿及び全ての証拠書類)は、補助事業の完了(廃止の承認を受けた場合を含む)の日の属する年度の終了後5年間いつでも閲覧に供せるよう保存してください。
- ⑨ SIIは、交付決定後、交付決定した事業者名、エネマネ事業者名、補助事業概要等をSIIのホームページ等で公表することがあります(個人・個人事業主を除く)。

INDEX

1章 我が国のZEH普及政策と補助事業について

1 我が国のZEH普及政策と補助事業について

1-1	趣旨	7
1-2	今年度の各省によるZEHに対する支援一覧	9

2章 事業概要

2 事業概要

2-1	事業内容	11
(1)	補助金名	11
(2)	事業規模	11
(3)	補助事業者	11
(4)	補助事業	11
(5)	交付要件	11
(6)	補助対象建築物	13
(7)	申請の単位	13
(8)	補助金額および上限額	13
(9)	事業スキーム	14
(10)	公募期間	14
(11)	事業期間	14
(12)	完了実績報告書提出期限	14
(13)	公募説明会	14
2-2	ZEHデベロッパーとは	15
2-3	入居者募集時、不動産物件情報掲載時の表示要件	16
(1)	表示事項	16
(2)	表示対象・方法	16
(3)	報告方法	16
【補足①】	本事業に必要な住棟の省エネ性能表示制度(BELS等)の 評価書について	17
【補足②】	広告媒体へのBELS簡易証使用例、掲載サイズと掲載方法詳細	18
【補足③】	複数年度事業について	19
【補足④】	水害等災害時の電源確保に配慮し、 蓄電システムを導入する住戸への優遇について	20
【補足⑤】	分譲集合住宅の「エネルギー使用状況の計測・報告期間」 「定期報告(アンケート)の回答期間」について	21

3章 事業要件

3 事業要件

3-1	補助事業の要件	25
(1)	申請者の区分と留意事項	25
(2)	補助対象建築物	25
(3)	補助対象経費と項目	26
(4)	補助対象となる住戸に導入する設備等の要件	27
3-2	8地域における要件	29
3-3	補助事業に係るデータの取り扱い	29

INDEX

4章 事業の実施

4 事業の実施

4-1	事業スケジュール	31
4-2	公募～交付決定	32
(1)	事業の公募	32
(2)	交付申請	32
(3)	申請実務協力者	32
(4)	審査	32
(5)	交付決定	33
(6)	採択事業の公表	33
4-3	補助事業の開始	34
4-4	中間報告	34
4-5	補助事業の注意事項	34
4-6	省エネルギー性能評価の認証取得	35
4-7	補助事業の完了	35
4-8	報告及び額の確定	35
4-9	確定検査	35
4-10	補助金の支払い	35
4-11	取得財産の管理等	36
4-12	交付決定の取消、補助金の返還、罰則等	36
4-13	実施状況の報告(定期報告アンケートについて)	37
4-14	「ZEH-M実現に向けた ZEH-M設計ガイドライン作成」のための情報開示	37
4-15	よくある質問について	37

5章 交付申請の方法

5 交付申請の方法

5-1	申請について	39
(1)	申請の流れ	39
(2)	公募期間	39
5-2	申請書類ファイル体裁	39
5-3	申請書類リスト	40

交付申請書及び添付書類の入力例	41
-----------------	----

6章 申請書提出先及び問合せ先

6 申請書提出先及び問合せ先

(1)	提出先	61
(2)	発送の注意事項	61
(3)	問合せ先	61

1章 我が国のZEH普及政策と 補助事業について

1 我が国のZEH普及政策と補助事業について

1-1 趣旨

「エネルギー基本計画」(2014年4月閣議決定)において、「住宅については、2020年までに標準的な新築住宅で、2030年までに新築住宅の平均でZEHの実現を目指す」という政策目標を設定しているほか、「地球温暖化対策計画」(2016年5月閣議決定)等においても同様の政策目標が設定され、2015年には経済産業省資源エネルギー庁により、ZEHの統一的な定義が公表されると共に、2020年の普及目標に向けたロードマップ(ZEHロードマップ)が公表された。

また、中長期エネルギー需給見通し(エネルギーミックス)の着実な実現に向けては、ZEHに係る2030年の政策目標において集合住宅を位置づけると共に、集合住宅におけるZEHの定義や中長期での具体的な政策目標を明確にすることが不可欠であるとして、経済産業省資源エネルギー庁は、「集合住宅におけるZEHの定義」を定めた上で、これの普及に向けたロードマップを策定ののち、「集合住宅におけるZEHロードマップ検討委員会とりまとめ」を2018年5月に公表した(※)。

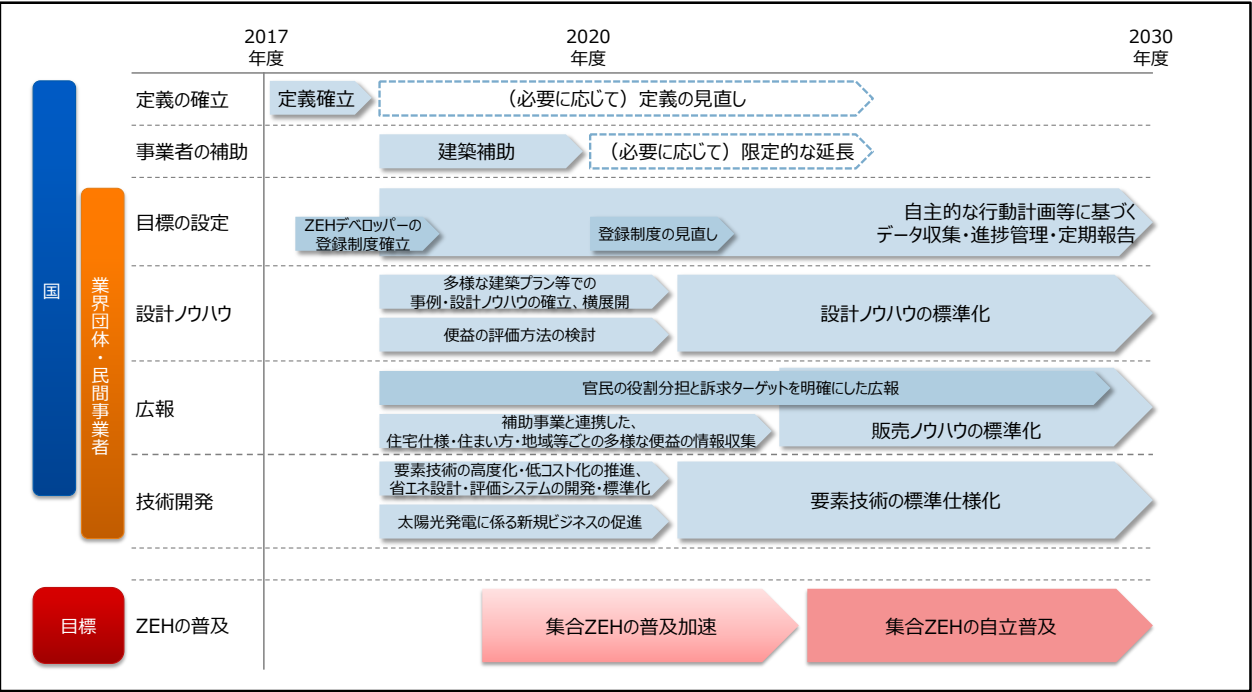
しかし、集合住宅の省エネルギー化は重要な課題ではあるものの、再生可能エネルギーのための面積(屋根面積)が限定されることから、住棟単位でのZEH(ZEH-M)の実現は難易度が高いこともあり、現状において実証事例は少ない状況にある。

本事業では、集合住宅のZEH化をとりまく目標や課題の存在を踏まえて、集合住宅のZEH化を促進するための設計ガイドラインを策定するために必要な事業を公募し、設計仕様やエネルギー性能に関する情報を提供する事業者に対し、集合住宅のZEH化にかかる費用の一部を補助すると共に、以下の登録制度を導入することでロードマップに基づくZEHの普及実現を目指すものである。

- ◆ZEHデベロッパー登録制度・・・・・・・・ZEH-Mの案件形成の中心的な役割を担う建築主(マンションデベロッパー、所有者等)や建築請負会社(ゼネコン、ハウスメーカーなど建設会社)を「ZEHデベロッパー」として登録し広く公表する制度。

※「集合住宅におけるZEHロードマップ検討委員会とりまとめ」については、経済産業省 資源エネルギー庁のホームページを参照。
http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/about-zeh/

■集合住宅におけるZEH普及に向けたロードマップ



＜ご参考＞集合住宅におけるZEHの定義と目指すべき水準(住棟単位)

		評価基準 ^{注1)}				特記事項
		ゼッチ・マンション 『ZEH-M』	ゼッチ・マンション Nearly ZEH-M	ゼッチ・マンション ZEH-M Ready	ゼッチ・マンション ZEH-M Oriented	
①住棟または住宅用途部分(複合建築物の場合) ^{注2、3、4)}	U _A 値が全住戸でZEH基準	・強化外皮基準 ・省エネのみ20%減 ・再エネ等含め100%減	・強化外皮基準 ・省エネのみ20%減 ・再エネ等含め75%減	・強化外皮基準 ・省エネのみ20%減 ・再エネ等含め50%減	・強化外皮基準 ・省エネのみ20%減	(住棟の評価方法) ・U _A 値:全ての住戸 ・省エネ率(BEI) 共用部含む住棟全体
	目指すべき水準 ^{注5)}	・1～3階建において 目指すべき水準		・4～5階建において 目指すべき水準	・6階建以上において 目指すべき水準	(特記事項なし)

＜ご参考＞集合住宅におけるZEHの定義と目指すべき水準(住戸単位)

		評価基準 ^{注1)}				特記事項
		『ZEH』	Nearly ZEH	ZEH Ready	ZEH Oriented	
②住戸 ^{注2、3、4)}		・強化外皮基準 ^{注2)} ・省エネのみ20%減 ・再エネ等含め100%減	・強化外皮基準 ・省エネのみ20%減 ・再エネ等含め75%減	・強化外皮基準 ・省エネのみ20%減 ・再エネ等含め50%減	・強化外皮基準 ・省エネのみ20%減	(特記事項なし)

注1) ①住棟または住宅用途部分と②住戸のZEH評価は、独立して行うものとする。

注2) 強化外皮基準は、1～8地域の平成28年省エネルギー基準(η_{AC}値、気密・防露性能の確保等の留意事項)を満たした上で、U_A値1・2地域:0.4W/㎡K以下、3地域:0.5W/㎡K以下、4～7地域:0.6W/㎡K以下とする。

注3) 一次エネルギー消費量の計算は、住戸部分は住宅計算法(暖冷房、換気、給湯、照明(その他の一次エネルギー消費量は除く))、共用部は非住宅計算法(暖冷房、換気、給湯、照明、昇降機(その他の一次エネルギー消費量は除く))とする。

注4) 再生可能エネルギー等によるエネルギー供給量の対象は敷地内(オンサイト)に限定し、自家消費分に加え、売電分も対象に含める。(但し、余剰売電分に限る。)

注5) ①住棟または住宅用途部分(複合建築物の場合)では、建物高さに応じて、目指すべきZEH-Mの水準を設定している。3階建以下については、同様の高さでの戸建住宅が実態上存在すること等を踏まえ、『ZEH-M』またはNearly ZEH-Mを目指すものとしている。また、4階建以上の集合住宅の中でも、特に高さ20mを超える集合住宅(6階建等)には、建築基準法第56条(隣地斜線制限)や避雷設備設置基準等の対応が求められ、屋上面での再生可能エネルギーの導入に影響する可能性があることから、4階以上5階建以下については、ZEH-M Ready、6階建以上についてはZEH-M Orientedを目指すものとしている。

＜注意＞ 上記は集合住宅におけるZEHの定義であり、本事業の補助要件とは異なる。

本事業では、住宅部分が1層以上3層以下の集合住宅は、住棟の評価が「Nearly ZEH-M以上」、住宅部分が4層・5層の集合住宅は、住棟の評価が「ZEH-M Ready以上」となる集合住宅を公募する。

1-2 今年度の各省によるZEHに対する支援一覧

国土交通省、経済産業省、環境省によるZEHに対する支援一覧

国土交通省・経済産業省・環境省は連携して、住宅の省エネ・省CO₂化に取り組み、ZEHのさらなる普及を目指しています。
SIIではこれらのうち、8つの補助事業を執行しています。

:緑色のラインは相互に連携する事業を示す

省庁	役割	戸建住宅への補助事業	集合住宅への補助事業
国土交通省	中小工務店等が連携して建築するZEH	sii 一般社団法人 環境共創イニシアチブ Sustainable open Innovation Initiative SIIが執行する補助事業 地域型住宅グリーン化事業	
経済産業省	将来の更なる普及に向けて供給を促進すべきZEH 国土強靱化のためのZEH+を活用したレジリエンス強化	ネット・ゼロ・エネルギー・ハウスを活用したレジリエンス強化事業費補助金のうちコミュニティZEHによるレジリエンス強化事業 「コミュニティZEHによるレジリエンス強化事業」 ネット・ゼロ・エネルギー・ハウスを活用したレジリエンス強化事業費補助金のうちZEH+R強化事業 「ZEH+R強化事業」 住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業)のうちZEH+実証事業 「ZEH+実証事業」	●住宅用途部分が21層以上の集合住宅 住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業)のうち超高層ZEH-M実証事業 「超高層ZEH-M実証事業」
環境省	引き続き供給を促進すべきZEH 脱炭素化および災害時のレジリエンス強化	戸建住宅におけるネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)化支援事業のうちZEH支援事業 「ZEH支援事業」 建築物等の脱炭素化・レジリエンス強化促進事業(新築集合住宅・既存住宅等における省CO₂化促進事業)(集合住宅におけるZEH-M化等促進事業)のうち先進的再生可能エネルギー熱等導入支援事業 「先進的再エネ熱等導入支援事業」	●住宅用途部分が6層以上20層以下の集合住宅 建築物等の脱炭素化・レジリエンス強化促進事業(新築集合住宅・既存住宅等における省CO₂化促進事業)(集合住宅におけるZEH-M化等促進事業)のうち高層ZEH-M支援事業 「高層ZEH-M支援事業」 ●住宅用途部分が5層以下の集合住宅 建築物等の脱炭素化・レジリエンス強化促進事業(新築集合住宅・既存住宅等における省CO₂化促進事業)(集合住宅におけるZEH-M化等促進事業)のうち低中層ZEH-M促進事業 「低中層ZEH-M促進事業」 掲載する事業 本公募要領に

※「地域型住宅グリーン化事業」の事業詳細については当該事業の執行団体に問合せください。

2章 事業概要

2 事業概要

2-1 事業内容

(1) 補助金名

令和2年度 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(建築物等の脱炭素化・レジリエンス強化促進事業(新築集合住宅・既存住宅等における省CO2化促進事業))(集合住宅におけるZEH-M化等促進事業)のうち低中層ZEH-M(ゼッチ・マンション)促進事業
(略称: 令和2年度 低中層ZEH-M(ゼッチ・マンション)促進事業(以下、「本事業」という))

(2) 事業規模

事業規模 約8億円(予定)

(3) 補助事業者

補助対象となる事業者(以下、「申請者」という)は、補助対象となる新築集合住宅の建築主、デベロッパー等(所有者)であり、以下①②③のいずれかに該当するもの。

- ① SIIが公募・登録・公表を行うZEHデベロッパー(P15参照)に登録されているもの。
- ② 個人または不動産業以外の法人であり、ZEHデベロッパーに補助対象建築物の建築を発注する計画を有する建築主。
- ③ 不動産業を業とする法人で、ZEHデベロッパーに補助対象建築物の建築を発注する計画を有する建築主であり、本事業(本事業の過去事業にあたる事業を含む)への累積申請住戸数が25戸以下であるもの。

(4) 補助事業

交付要件を満たす低中層集合住宅※にZEH-Mの構成要素となる高性能建材や高性能設備等を導入する事業。

※本事業において低中層集合住宅とは、住宅用途部分が1層以上5層以下である集合住宅を指す。

但し、住宅用途部分の占める面積が半分未満となる階層は階数に算入しない。

(5) 交付要件

以下の要件を全て満たすこと。

- ① 申請者は、日本国内で事業を営んでいる個人、個人事業主^{*1}または法人等であって、低中層ZEH-Mの構成要素に必要なシステム・機器を国内の低中層集合住宅に導入する事業であること。
- ② ZEH-M設計ガイドライン作成ならびに普及に向けた施策のため、補助対象建築物となるZEH-Mに資する設計情報を開示することについて承諾していること。
- ③ 住宅用途部分が5層以下であること。但し、住宅用途部分の占める面積が半分未満となる階層は階数に算入しない。
- ④ 申請には、SIIの登録を受けた「ZEHデベロッパー」による事業(または係わる事業)であることを必須とする。なお、令和元年以前にSIIの登録を受けたZEHデベロッパーは、「令和元年度ZEHデベロッパー実績報告書」をZEHデベロッパー実績報告期間内に提出していることが要件となる。
- ⑤ 住宅部分が1層以上3層以下の集合住宅は、集合住宅のZEHの定義における住棟の評価がNearly ZEH-M以上を達成すること。(P8参照)
また、住宅部分が4層・5層の集合住宅は、集合住宅のZEHの定義における住棟の評価がZEH-M Ready以上を達成すること。(P8参照)
- ⑥ 住棟を構成する複数の住戸のうち、1つ以上の住戸が分譲又は賃貸に供されること。
- ⑦ 分譲、賃貸を問わず、一般消費者に対して入居者を募集すること。

- ⑧ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号(以下、「建築物省エネ法」という))第7条に基づく省エネ性能表示(BELS等、第三者認証を受けているものに限る)により、住棟の評価として『ZEH-M』、Nearly ZEH-M、ZEH-M Ready(住宅部分が4層・5層の集合住宅のみ)のうちいずれかの省エネルギー性能評価の認証を、本年度の中間報告時まで(エネルギー計算は建築物エネルギー消費性能基準による計算とする)※2
交付申請時に示したZEH-Mランクである旨が示された省エネルギー性能評価証の写しを中間報告時に提出すること。(4-6 省エネルギー性能評価の認証取得 P35参照)
- ⑨ 建築物省エネ法第7条に基づく省エネ性能表示(BELS等)により、全住戸の住戸評価書を中間報告時まで(取得すること(ZEHランク不問))。
- ⑩ 補助対象建築物の住宅用途にかかる部分(全住戸および住宅用途にかかる共用部)全てのエネルギー利用状況を計測・記録できること。
- ⑪ 分譲集合住宅においては、住宅専有部ならびに住宅用途にかかる共用部について、各々または共同で、計測データを基にした「エネルギー使用状況報告が可能なデータ管理体制」を有し、要件となるエネルギー使用状況の報告を行うこと。(補足⑤P21～P22参照)
賃貸集合住宅においては、補助事業者が計測データ等を基にした「エネルギー使用状況報告が可能なデータ管理体制」を有すること。
- ⑫ 分譲集合住宅においては、補助事業完了ののち「過半の住戸が入居を終えたあとの4月1日または10月1日のうち早い日から2年間、エネルギー使用状況をSIIに提出しなければならない旨」を、住宅専有部の不動産売買契約に付随する重要事項説明書類に明示すると共に、住宅にかかる共用部については、管理組合等に所有権を譲渡する際に締結する不動産売買契約に付随する重要事項説明書類に「引渡しから2年間、共用部のエネルギー使用状況をSIIに提出しなければならない旨」を明示すること。(補足⑤P21～P22参照)
賃貸集合住宅においては、補助対象建築物の住宅用途にかかる部分全てのエネルギー使用状況を2年間、補助事業者がSIIに報告すること。(補足⑤P21～P22参照)
 また、賃貸借契約に付随する重要事項説明書類に「本事業のエネルギー使用状況の報告対象物件である旨」を明示し、入居者の同意を得ること。
- ⑬ 補助対象物件の入居者募集広告等において、建築物省エネ法第7条に基づく省エネ性能表示(簡易版)及びZEH-Mマークを原則として明示すること。(P16、補足②P18参照)
- ⑭ 8地域においては「8地域における要件」(P29参照)を満たすこと。
- ⑮ 申請者は、補助事業の遂行能力(社会的信用、資力、執行体制等が整い、事業の継続性が担保されていること)を有すること。
- ⑯ 環境省からの補助金等停止措置または指名停止措置が講じられていない者の申請による事業であること。
 また、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合(契約金額100万円未満のものを除く)にあたっては、環境省からの補助金交付等停止措置または指名停止措置が講じられている事業者を相手方とすることはできないので注意すること。https://www.env.go.jp/kanbo/chotatsu/post_26.html
 その他、公的資金の交付先として社会通念上適切と認められない補助事業者からの申請は対象外とする。
- ※1 個人事業主は、原則、青色申告者であり、税務代理権限証書の写し、または税理士・会計士等により申告内容が事実と相違ないことの証明(任意書式)、または税務署の受取り受領印が押印された確定申告書と所得税青色申告決算書の写しを提出できること。
- ※2 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(以下、「建築物省エネ法」という。)に基づく建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令。(平成28年度経済産業省・国土交通省令第1号。以下、「建築物エネルギー消費性能基準等」という。)また、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律(令和元年法律第4号。以下、「改正建築物省エネ法」という)の施行に伴い変更された地域区分及び日射地域区分について、交付申請時は改正前・改正後いずれの地域区分でも申請を可とする。中間報告時に提出する省エネ性能表示(BELS等、第三者認証を受けているものに限る)の地域区分は、交付申請時の地域区分と一致させること。

(6) 補助対象建築物

採択枠一覧表(P25参照)で示す新築低中層集合住宅。

(7) 申請の単位

本事業の申請は住棟単位とし、かつ建築物省エネ法第7条に基づく省エネルギー性能表示(BELS等)の住棟評価における評価書ごととする。

(8) 補助金額および上限額

① 補助対象となる集合住宅

対 象		補 助 金 額 / 戸	備 考
交付要件を満たした低中層集合住宅		定額 50万円	地域区分・建物規模・評価基準によらず全国一律
内 訳	省エネルギー性能表示(BELS等の取得費用)	5万円	
	高性能断熱外皮(断熱材、窓)	20万円	
	高性能設備	25万円	

② 蓄電システム

補助対象住戸に蓄電システムを導入する場合は、以下1)、2)、3)のうち、いずれか低い補助金額を加算します。

- 1) 初期実効容量※11kWhあたり2万円
- 2) 蓄電システムの補助対象経費※2の1／3
- 3) 補助額上限 20万円／戸（住戸ごとに算出）

◎ 水害等災害時の電源確保に配慮した蓄電システム(4kWh以上に限る)を導入する住戸への優遇

1)、2)、3)のうち、いずれか低い補助金額に4万円／戸を加算する。

なお、この場合の蓄電システムの補助額上限は24万円／戸とする。(補足④P20参照)

※1 JEM規格で定義された初期実効容量のうち、計算値と計測値のいずれか低い方を適用し、補助額を算出します。また、補助額計算上は初期実効容量の小数点第二位以下は切り捨てとし、算出された補助金額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てとする。

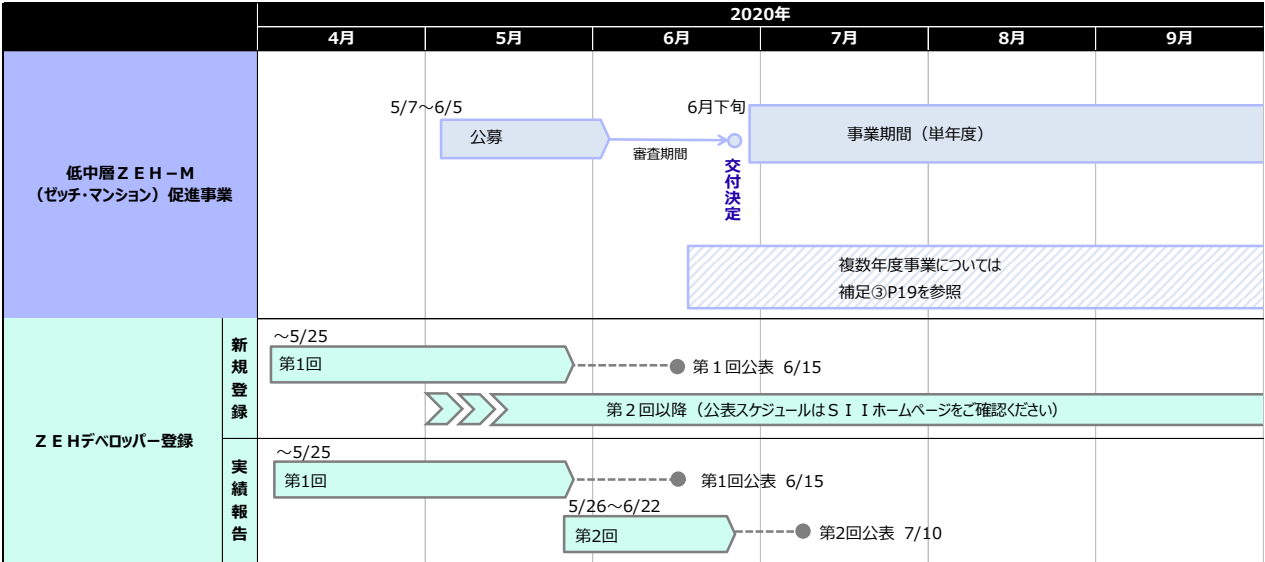
※2 蓄電システムの工事費は、補助対象外とします。

③ 補助金額の上限

補助金額の上限 ： 3億円

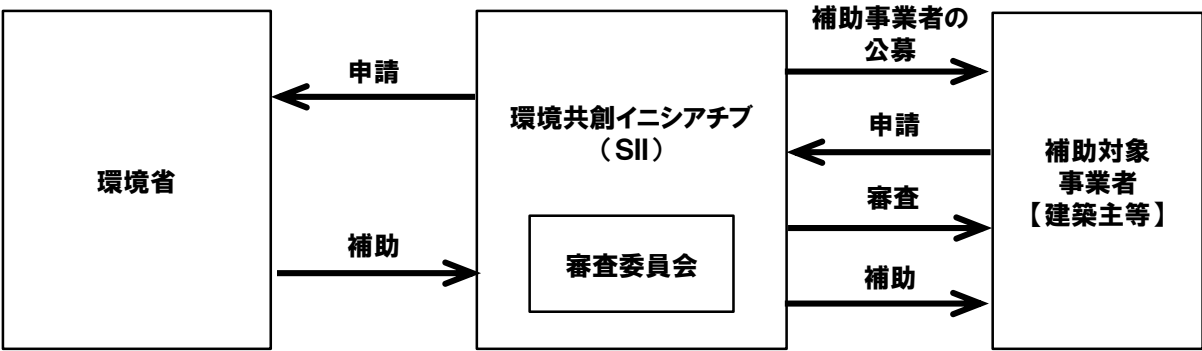
※複数年度事業について事業全体の上限は6億円とする。

■ 本事業のスケジュール



(9) 事業スキーム

本事業の運営は以下のスキームによる。



(10) 公募期間

公募期間：2020年 5月 7日(木)～2020年 6月 5日(金) 17時必着

(11) 事業期間

原則単年度事業とする。(下記の事業期間内に事業を完了できること)

事業期間：交付決定日(2020年 6月下旬)～2021年 1月 22日(金)まで

ただし、補助事業の工程上、単年度では事業完了が不可能な場合に限り、複数年度事業を認める。

複数年度事業の事業年度は、最長3年度とする。

※ 複数年度事業については補足③P19を参照のこと。

(12) 完了実績報告書提出期限

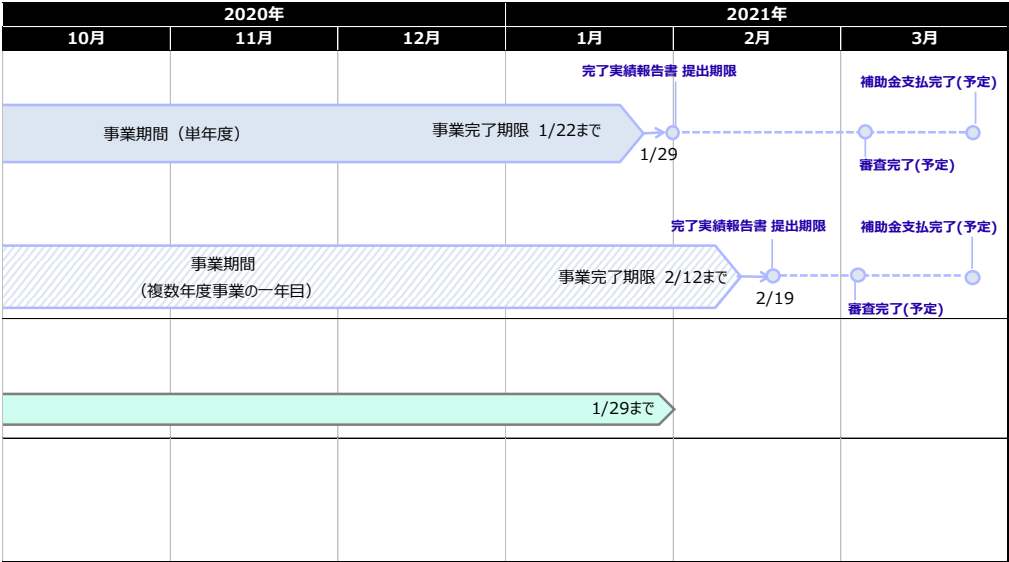
事業完了日から30日以内、または2021年 1月 29日(金) 17時必着

なお上記提出期限は、不備不足が一切ない書類の提出期限とする。

(13) 公募説明会

本事業において、公募説明会は実施いたしません。

※ スケジュールは変更となることがあります。必ずSIIのホームページをご確認ください。



2-2 ZEHデベロッパーとは

本事業の趣旨ならびに、「集合住宅におけるZEHロードマップ(案)」の意義に基づき、「ZEH-M普及に向けた取り組み計画」「その進捗状況」「ZEH-M導入計画」「ZEH-M導入実績」を一般に公表し、ZEH-Mの案件形成の中心的な役割を担う建築主(マンションデベロッパー、所有者など)や建築請負会社(ゼネコン、ハウスメーカーなど建設会社)をSIIは「ZEHデベロッパー」と定め、公募する。

SIIは、登録されたZEHデベロッパーをホームページで公表する。

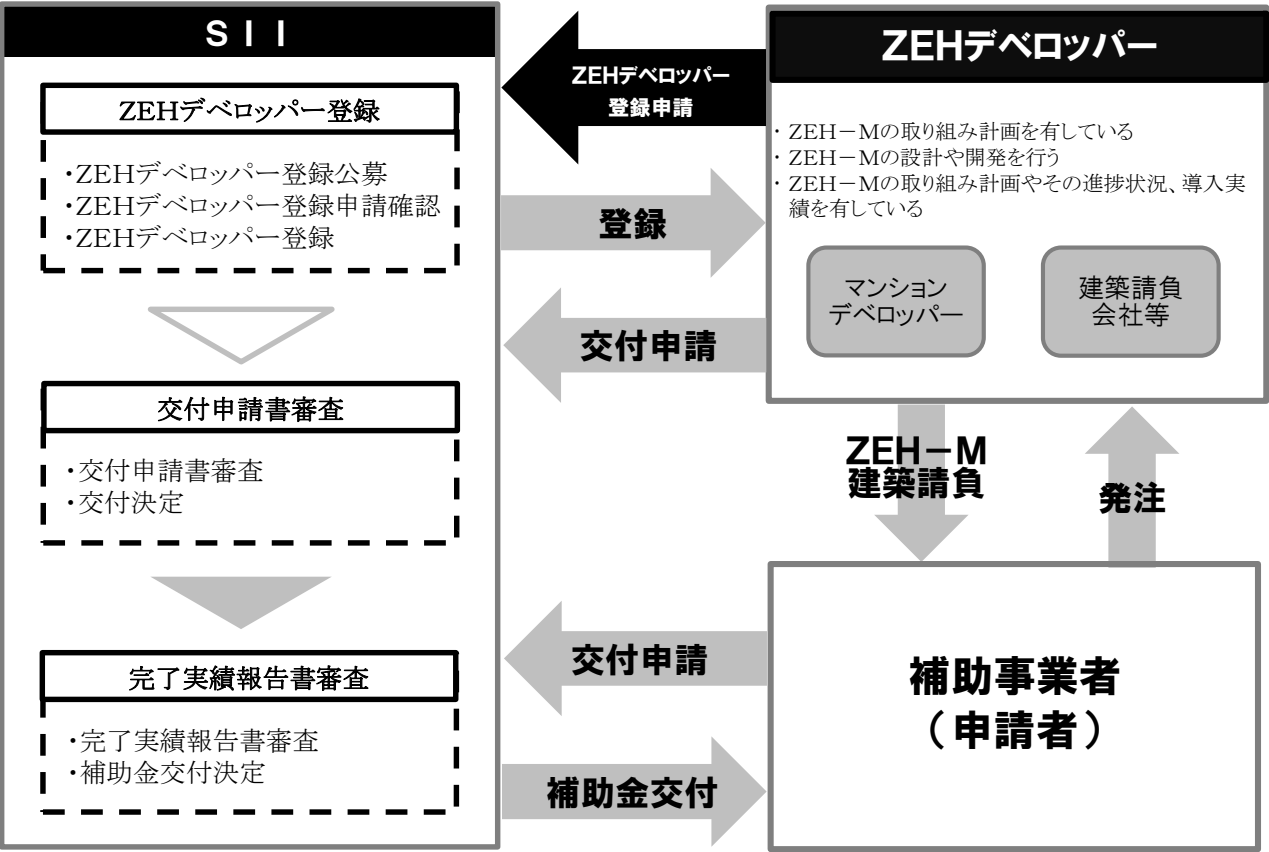
また、本事業への申請には、SIIの登録を受けた「ZEHデベロッパー」による事業(または係わる事業)であることが必須となる。

なお、「ZEHデベロッパー登録」は以下の期間で公募、公表を行う。

2020年 4月 7日(火)～2021年 1月 29日(金) 17時必着

- ・初回公表日(6月15日(月))にZEHデベロッパーの登録を希望する場合は、5月25日(月)17時必着でZEHデベロッパー登録申請書を提出すること。
以降、随時公表とする。
※書類に不備がある場合には、上記期日までに申請された場合でも当該公表日に公表できないことがあるので注意すること。
- ・本事業へ申請する補助事業に関与するZEHデベロッパーが登録申請中の場合でも、本事業の公募申請を認める。
ただし、審査完了までにZEHデベロッパー登録が完了しない場合は不採択となるので注意すること。
- ・令和元年度以前にSIIの登録を受けたZEHデベロッパーは、「令和元年度ZEHデベロッパー実績報告書」をZEHデベロッパー実績報告期間内に提出していることが要件となる。
- ・「ZEHデベロッパー」の公募についてはSIIホームページ並びに「ZEHデベロッパー登録公募要領」を参照すること。
※SIIホームページ https://sii.or.jp/meti_zeh_m02/zeh_dev/

ZEHデベロッパーの役割と申請者との関係



2-3 入居者募集時、不動産物件情報掲載時の表示要件

(1) 表示事項

補助対象建築物の入居者募集広告や不動産物件情報の掲載を行う際に、建築物省エネ法第7条に基づく省エネルギー性能表示(BELS等)及びZEH-Mマークの表示を住棟単位で行うこと。

これに追加して住戸単位のBELS評価証ならびにZEHマークの表示を掲載しても良い。

なお、入居者募集広告や不動産物件情報の掲載を行う際に、対象となる集合住宅の全住戸のBELS評価証を取得し、BELS評価証を表示する場合に限り、ZEH-Mマークの表示を省略することを可とする。

ただし、補助対象となる集合住宅はZEH-Mであることを文章等で明記すること。

(2) 表示対象・方法

以下の媒体において(1)表示事項に示す表示を行い、効果的にPR(入居者募集等)を行うこと。

ただし、PRに活用しない媒体については表示を行わなくても良い。

- ① 電子媒体(外部仲介サイト・自社ホームページ等)の場合は、原則、建築物省エネ法第7条に基づく省エネルギー性能表示(BELS等)及びZEH-Mマークを掲載すること。但し、対象となる集合住宅の全住戸のBELS評価証を取得し、BELS評価証を表示する場合に限り、ZEH-Mマークの表示を省略することを可とする。

なお、システム上その表示が不可能な場合には、備考欄にBELS及びZEH-Mの評価を記載すること。

- ② 当該物件に係る住宅情報誌、店舗掲示物、新聞折込広告、ダイレクトメール等。

- ③ モデルルーム内の掲示物や工事現場での表示(自社の掲示物を掲示する場合)。

各媒体における表示方法やサイズ等に係る詳細は、補足②P18を参照すること。

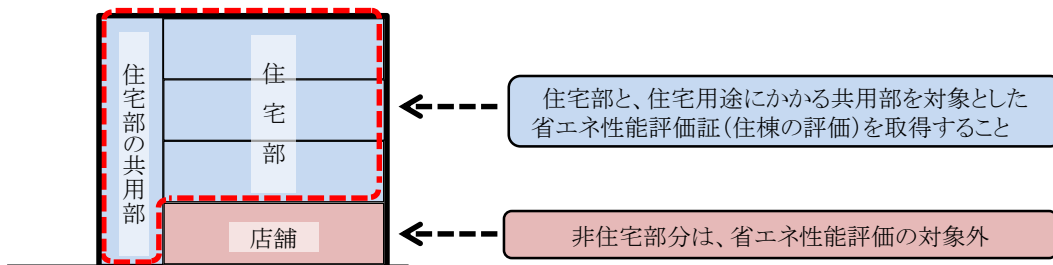
(3) 報告方法

分譲集合住宅は販売時に、賃貸集合住宅は入居者募集時に、それぞれ上記を実施した旨を示す書類等を完了実績報告時に、SIIに提出し報告すること。

【補足①】本事業に必要な住棟の省エネ性能表示制度(BELS等)の評価書について

本事業において必要とする建築物省エネ法第7条に基づく省エネ性能表示(BELS等)は、「住宅部(住宅用途にかかる共用部を含む)に関する住棟評価」である。

(例) 1階店舗、2階以上が住宅部(3層以下)である集合住宅の場合



◎住宅部と非住宅部の切り分けが複雑な複合建築物などにおいて、エネルギー計算や省エネ性能表示に関する質疑がある場合は、第三者評価機関に問い合わせること。

住宅部に関する住棟評価により取得された省エネ性能表示(BELS等)については、本事業の補助対象となる集合住宅の入居者募集広告や不動産情報掲載を行う際、BELS証(簡易表示版で可)ならびに「ZEH-Mマーク」を媒体紙面等上に付与すること。

詳細は、補足②P18参照。

【補足②】 広告媒体へのBELS簡易証使用例、掲載サイズと掲載方法詳細

① 広告媒体へのマーク掲載サイズや掲載方法は以下参照のこと。

評価対象となる媒体	BELS簡易証の掲載について	
・新聞折込広告等 ・不動産情報媒体(住宅情報誌等) ・交通広告の類 (中吊広告や駅構内の広告等) ・店舗掲示物やモデルルーム内の掲示 ・屋外広告の類 (工事現場や着工中ののぼり等) ・その他評価すべき媒体	アナログ媒体で A4サイズ以上	以下のいずれかのBELS簡易表示マークを掲載すること ① ●幅 60mm以上(縦横比は固定)とすること ② ●幅 30mm以上(縦横比は固定)とすること
	アナログ媒体で A4サイズより小さい	マーク掲載の省略を可能とする
・自社ホームページ ・不動産情報媒体(Webサイト掲載)	電子媒体	上記①②のいずれかを表示、または備考欄に第三者認証を受けたZEH－M(ゼッチ・マンション)であること、及びその省エネルギー性能、交付日が明確に分かるように明示する。 (例) 本マンションは、BELSにおけるZEH－M(ゼッチ・マンション)の評価、及びエネルギー消費量を●●%削減した住棟として●●年●月●日にその認証を取得しています。 ※システム上マークの表示が不可能な場合に限る。

② 広告媒体へのマーク使用例
(紙媒体である入居者募集広告紙面に「BELS簡易証」を掲載)

視認性の高いキャッチコピーやリード文の中で、ZEH－Mシリーズである旨が分かるキーワードを明示することを推奨。
但し、Nearly ZEH-M、ZEH-M Readyの場合には、その住棟が『ZEH－M』であると誤認されないように、適切な配慮を行うこと。

ZEHだとマンショ

XXXXXXXXXXXX
XXXXXXXXXXXX
XXXXXXXXXXXX
XXXXXXXXXXXX
XXXXXXXXXXXX

(施工者) 環境共創建設 ●●会社
03-xxxx-xxxx
(販売者) 環境共創販売 ●●会社
03-xxxx-xxxx

ンはさらに快適に

規定以上のサイズで「BELS簡易証」を明示し、補助対象住宅と「BELS簡易証」との対応関係が分かるような表示とすること。
あわせて、「本表示は「住棟全体」の評価であり、「各住戸」の性能を担保するものではありません。」等の記載を、BELS簡易表示マークと同一視野内に7ポイント以上で記すこと。
また、複数棟を同一ページに掲載する場合には、代表する住棟の評価を表示するとともに、その他の住棟のエネルギー消費削減率の幅を記載すること。

【補足③】複数年度事業について

- 本年度の交付決定は、翌年度以降の交付決定を保証するものではない。各年度、補助金の交付申請を行い、交付決定を受けた後に事業を実施すること。
- 次年度以降の補助金額は、採択初年度の交付決定時に各年度、区分ごとに配分された金額を超えることはできない。
- 各年度において補助金額が発生すること。本事業では、初年度の補助対象経費の費目が設計費だけとなる申請も可能とする。
- 翌年度以降において公募予算額を超える申請があった場合等には、補助金額が減額される(状況によっては交付決定されない)ことがある。その場合でも、原則、竣工まで事業を継続すること。途中で事業を中止した場合には、原則として既に交付した補助金の返還が必要となることがあるので注意すること。
- 各年度の事業完了日から当該年度の3月末日までの期間は、補助対象工事の継続、着手はできないので留意すること。
- 原則、翌年度の4月1日から交付決定までの期間は、補助対象工事の継続、着手はできないので留意すること。
- 複数年度事業として本事業で採択された補助事業の本年度内事業期間は、交付決定日～2021年2月12日(金)までとし、2021年2月19日(金)までに完了実績報告書を提出すること。また、複数年度事業の最終年度の事業期間は当該年度の1月22日までとする。

【補足④】 水害等災害時の電源確保に配慮し、蓄電システムを導入する住戸への優遇について

冠水・浸水などの水害リスク(以下、水害リスクという)の恐れがある位置に電気設備や機械設備を設置すると、災害時に電力確保ができない恐れがあります。

本事業では、蓄電システムの据付設置場所について、「水害等の災害時における電力確保に一定の配慮がなされた計画」とみなすことができるものについて、蓄電システムの補助額を4万円／戸、加算します。

＜水害等の災害時における電力確保に一定の配慮がなされた蓄電システム導入計画の例＞

- 1) 水害リスクのある階層の住戸用蓄電システムを、水害リスクの低い上層階や屋上等に設置する計画
 - 2) 屋外(屋側を含む)に設置する蓄電システムの水害リスク回避のための架台(転倒防止策がとられたものに限る)を設置し、蓄電システムのかさ上げを図る計画
 - 3) 集合住宅の敷地について、盛土等により設計地盤面を高くして建物全体の水害リスクを回避する計画
- ※ 1住戸に複数の蓄電システムを導入する事業であっても本優遇による加算額は1住戸4万円なので注意すること。
- ※ 2)または3)の措置に、地上2階以上の階層の住戸用蓄電システムの水害リスク回避が含まれる場合は、地上2階以上の階層の住戸用蓄電システムも本優遇措置の対象とする。
- ※ 水害リスクのない階層に導入する蓄電システムは本優遇の対象外なので注意すること。
- ※ 2)または3)の措置をとらず、地上2階以上の階層の住戸用蓄電システムを本優遇の対象とする場合は、地方公共団体等が公表する水害ハザードマップや過去の水害事例の記録など(客観的にその必要性を示すことができるものに限る)補足資料を添付すること。SIIは、添付された資料を基に優遇措置の対象であるか審査する。

【補足⑤】分譲集合住宅の「エネルギー使用状況の計測・報告期間」「定期報告(アンケート)の回答期間」について

低中層ZEH-M促進事業(分譲集合住宅)における、財産管理期間、エネルギー使用状況の計測・報告期間、定期報告(アンケート)の回答期間について、基本的な考え方を以下に示す。

(1)エネルギー使用状況の計測・報告期間

＜計測・報告対象期間＞

Q1. いつから？

A1. 専有部、共用部ともに、
「過半の住戸が入居を終えたあとの4月1日または10月1日のうち早い日」から。
(以下、計測・記録開始日という)

Q2. いつまで？

A2. 計測・記録開始日から2年間(24ヶ月分)

Q3. 提出するデータは？

A3. 提出データは2種類。

①提出必須データ・・・「専有部(各戸)と共用部の月次集計値」

SIIが公開する定型様式(エクセル)に、各月のエネルギー流量を入力して、
1年分(12ヶ月分)をまとめて提出すること。

②対象事業者のみ提出するデータ・・・HEMS、MEMSデータ

「HEMSやMEMSデータ報告を実施する事業」として交付決定を受けた事業は、
HEMSやMEMSから書き出されたデータ(CSVデータやエクセルデータなど)を提出すること。
データは自由書式で結構ですが、計測項目が把握出来るよう留意すること。

【空住戸の扱いについて】

計測・記録開始日に未入居の専有部(以下、空住戸という)については、入居日以降、都度計測・記録を開始すること。
なお、空住戸のエネルギー使用状況は、入居がなされた日の**翌月初から**24ヶ月間報告すること。

上記によらないケースについては、SIIに相談すること。

※賃貸集合住宅のエネルギー使用状況の計測・報告期間は、工事引渡し後の4月1日または10月1日のうち
早い日から2年間(24ヶ月間)とする。

(2)定期報告(アンケート)

Q1. いつから？

A1. 分譲住宅の「新築入居後の4月1日または10月1日のうち早い日」から。

Q2. いつまで？

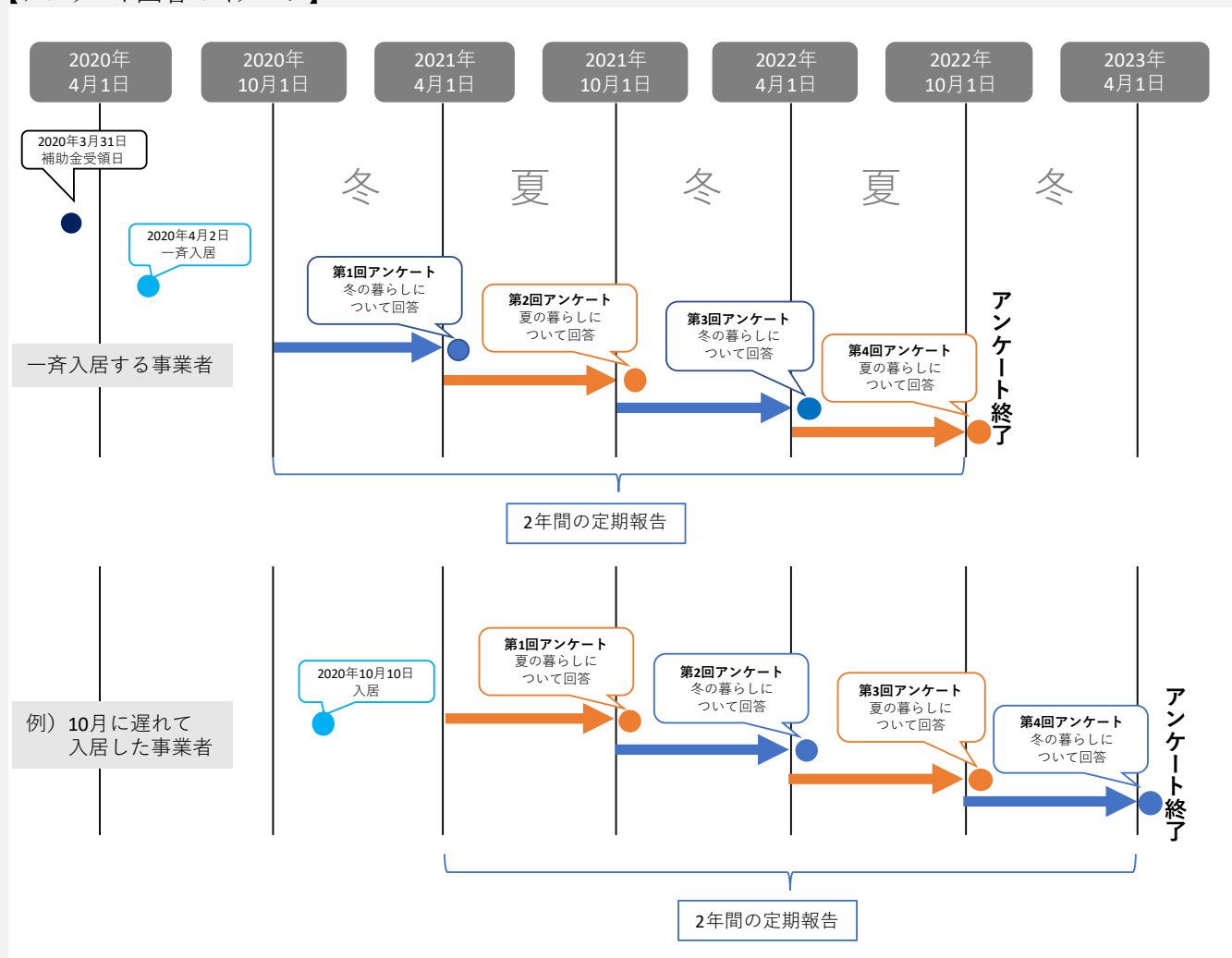
A2. 報告開始から2年間(計4回)

Q3. 実施方法は？

A3. 承継事業者(居住者)あてにSIIからWEBアンケートの案内メールを半年ごとに計4回送付する。
承継事業者は、パソコン、タブレット、スマートフォンなどを使い期日内に必ず回答すること。

※遅れて入居した承継事業者も、入居後の4月1日または10月1日のうち早い日から
半年ごとに定期報告(アンケート)に計4回回答すること。

【アンケート回答のイメージ】



上記によらないケースについては、SIIに相談すること。

※賃貸集合住宅の定期報告(アンケート)期間は、工事引渡し後の4月1日または10月1日のうち
早い日から2年間(24ヶ月間)とする。

3章 事業要件

3 事業要件

3-1 補助事業の要件

(1) 申請者の区分と留意事項

申請者区分		留意事項	備考
建築主等	分譲	- デベロッパーなどの事業主体が補助金の交付を受ける場合、管理組合が組織された後、共用部について速やかに補助事業を管理組合に承継する手続きを行うとともに、専有部については別途承継の手続きをSIIに対して行うこと。 - その際、住宅用途にかかる共用部に付随する補助対象設備は原則共用設備として管理組合に譲渡し、エネルギー消費の実績報告や取得財産等の適正管理など、補助事業者と同様の義務を負うことを確認する書類(契約書等)の提示ができること。 - 区分所有建物の場合、申請時に区分所有者及び議決権の各5分の4以上の賛成(建替え決議の成立)により、「建物の区分所有等に関する法律」に規定される管理者もしくは管理組合法人が代表して申請できるものとする。ただし、規約と事業に関する集会の決議を提出する。	最終年度の確定検査時に登記を確認する。
	賃貸	建物と設備の所有者とする。所有者が複数の場合は原則全員の共同申請とするが、代表者を定めること。	

- 複数の申請者にて共同申請を行う場合は、各申請者間の連携を図り補助事業が円滑に推進できること。
- 建築物が証券化されている場合は、受託者、受益者双方の共同申請とすること。
(事業スキームの事前確認が必要になるので、申請前にSIIへ相談すること。)

(2) 補助対象建築物

補助対象建築物、補助対象外建築物は以下のとおりとする。

- ① 補助対象建築物
- 以下の採択枠に示す用途の建築物を補助対象建築物とする。

【分譲 集合住宅】採択枠一覧表

建物規模 (住宅部の階数)	地域区分		
	寒冷地 1・2・3	温暖地 4・5・6・7	蒸暑地 8
1～3層			
4～5層			

【賃貸 集合住宅】採択枠一覧表

建物規模 (住宅部の階数)	地域区分		
	寒冷地 1・2・3	温暖地 4・5・6・7	蒸暑地 8
1～3層			
4～5層			

- 「ZEHデベロッパー」が係わる事業であること。
- 広く一般の消費者を対象とした集合住宅(個人や民間企業が居住する目的で建設した住宅)であること。
- 延床面積は、建築確認申請の値とする。
- 申請は原則建築物全体とし、部分申請はできない。
- 複合建築物はSIIに相談すること。

- ② 補助対象外建築物
以下に示す建築物は補助対象外とする。
- 1) 非住宅建築物
 - 2) 社宅等の給与住宅(社宅、公務員住宅等の会社・団体・官公庁等が所有または管理し、その職員を職務の都合上または給与の一部として居住させている住宅)
 - 3) 住宅部分が6層以上の集合住宅

【参考】本事業は環境省が実施する「高層ZEH－M支援事業※1」及び経産省が実施する「超高層ZEH－M実証事業※2」との連携事業であり、6層以上の集合住宅は「高層ZEH－M支援事業」の補助事業、21層以上の集合住宅は「超高層ZEH－M実証事業」の補助事業となるため、本事業には申請できない。

※1 「高層ZEH－M支援事業」については当該事業の公募要領を確認すること。
※2 「超高層ZEH－M実証事業」については当該事業の公募要領を確認すること。

(3)補助対象経費と項目

補助対象経費の区分は、以下のとおりとする。

補助対象経費 区分	対象	項目
設 計 費	省エネ 性能評価 取得	省エネ性能の表示に係る費用(住棟評価書、全住戸の住戸評価書)
設 備 費 ・ 工 事 費	専有部	高断熱外皮、空調設備、給湯設備、換気設備、照明設備、蓄電システム ※(4)補助対象となる住戸に導入する設備等の要件(P27参照)の表に係る設備 の費用

※消費税は補助対象外とする。

＜注意事項＞

他の補助事業等との調整

補助対象経費には、国からの他の補助金(負担金、利子補給金ならびに補助金適正化法第2条第4項第1号に掲げる給付金及び同項第2号に掲げる資金を含む。)が含まれていないこと。
他の補助事業に申請している事業や、既に他の補助金等の交付を受けている事業は、後述の実施計画書にて、申請している他の補助事業名及び補助対象設備等を必ず記入する。

(4) 補助対象となる住戸に導入する設備等の要件

設備等の種類			必須要件	補助対象	要件となる基準									
省エネ性能表示評価書			●	該	・取得する住棟の省エネ性能表示は、建築物省エネ法第7条に基づく省エネ性能表示(BELS等、第三者認証を受けているものに限る)によるもので、住宅用途部分が1～3層の場合はNearly ZEH-M以上、4、5層の場合はZEH-M Ready 以上であることを示すものであること。 ・住戸の省エネ性能評価取得費用も補助対象とする。									
高断熱外皮			●	※5 該	地域区分	1	2	3	4	5	6	7	8	
					外皮平均熱貫流率(U _A 値)	0.40以下		0.50以下	0.60以下				—	
					地域区分	1	2	3	4	5	6	7	8	
					冷房期の平均日射熱取得率(η _{AC} 値)	基準値なし				3.0以下	2.8以下	2.7以下	3.2以下	
空調設備	暖房 冷房 設備	高効率個別エアコン (マルチエアコンも可)	●	※6 該	・主たる居室に設置する個別エアコンのエネルギー消費効率が、建築研究所のホームページで公開されている冷房効率 区分(い)を満たす機種であること。 (https://www.kenken.go.jp/becc/documents/house/4-3_191001_v05_PVer0207.pdf の 表A.4参照)									
	※1 暖房 設備	パネルラジエーター		※6 該	・以下①～③のいずれかを満たすこと。 ①熱源設備が石油温水式またはガス温水式であって潜熱回収型(暖房部熱効率が87%以上)のもの。 ②熱源設備が電気ヒートポンプ式熱源機であって暖房時COP3.3以上のもの。 ③「要件となる基準」を満たす給湯設備に接続して空調するもの。									
		温水式床暖房		※6 該	・主たる居室に設置する場合は以下①～③のいずれかを満たすこと。 ①熱源設備が石油温水式またはガス温水式であって潜熱回収型(暖房部熱効率が87%以上)のもの。 ②熱源設備が電気ヒートポンプ式熱源機であって暖房時COP3.3以上のもの。 ③「要件となる基準」を満たす給湯設備に接続して空調するもの。									
		ヒートポンプ式 ※2 セントラル空調システム		※6 該	地域区分	1	2	3	4	5	6	7	8	
	冷房 設備	ヒートポンプ式 ※2 セントラル空調システム		※6 該	COP	3.0以上			3.3以上	3.7以上			基準値なし	
			地域区分		1	2	3	4	5	6	7	8		
					COP	基準値なし			3.3以上					
※1 給湯 設備	電気ヒートポンプ 給湯機 (エコキュート等)	●	※7 該	・貯湯缶が一缶のものに係るJIS基準(JIS C 9220)給湯機に基づく年間給湯保温効率・年間給湯効率が3.3以上であること。貯湯缶が多缶の場合は3.0以上であること。 ・上記に関わらず寒冷地(1・2・3地域)の場合は寒冷地年間給湯保温効率・年間給湯効率が2.7以上であること。										
	潜熱回収型ガス 給湯機 (エコジョーズ等)		※7 該	・エネルギー消費効率が94%以上(暖房機能を導入する場合の暖房給湯兼用機にあっては93%以上)であること。										
	潜熱回収型 石油給湯機 (エコフィール等)		※7 該	・エネルギー消費効率が94%以上(暖房機能を導入する場合の暖房給湯兼用機にあっては93%以上)であること。										
	ヒートポンプ・ガス 瞬間式併用型給湯機 (ハイブリッド給湯機)		※7 該	・熱源設備は電気式ヒートポンプとガス補助熱源機を併用するシステムで貯湯タンクを持ち、年間給湯効率(JGKAS A705-2016)が102%以上であること。										
	太陽熱利用システム		該	・太陽熱温水器の場合はJIS A 4111に規定する住宅用太陽熱利用温水器の性能と同等以上の性能を有することが確認できること。 ・ソーラーシステムと呼ばれる強制循環式の場合は、JIS A 4112に規定する「太陽集熱器」の性能と同等以上の性能を有することが確認できること(蓄熱槽がある場合は、JIS A 4113に規定する太陽蓄熱槽と同等以上の性能を有することが確認できること)										
	燃料電池 (エネファーム等)		—	・エネルギー消費性能計算プログラムにおいて選択可能な機種であること。										

設備等の種類			必須要件	補助対象	要件となる基準							
省エネルギー設備	換気設備(24時間換気に係るもの)		●	※8 該	・設置する換気設備は以下いずれかの要件を満たすこと。							
					換気方式				要件			
					熱交換型換気設備				温度(顕熱) 交換効率65%以上			
					熱交換型以外の換気設備	ダクト式換気又は第一種換気		比消費電力が0.4W/(m3/h)以下				
	上記以外		比消費電力が0.2W/(m3/h)以下									
	照明設備	LED照明	●	該	・LEDが光源であるもの。							
蛍光灯		該		・インバータータイプで100(lm/W)以上のもの。								
創エネルギーシステム		太陽光発電システム等の再生可能エネルギー・システム	●	—	—							
蓄電システム			○	該	・以下の全てを満たす蓄電システムであること。 ・SIIが本事業の補助対象製品として登録、公表した蓄電システム ※9 または、「平成31年度ZEH支援事業」に製品登録された蓄電システムであること。 ・蓄電システムの導入価格(工事費除く)が、保証年数に応じて定められた目標価格以下の蓄電システムであること。 ・太陽光発電の送電が配分されている住宅に限る。							
					保証年数 ※10		10年	11年	12年	13年	14年	15年以上
					目標価格 ※11 (蓄電容量1kWhあたり)		6.0万円	6.6万円	7.2万円	7.8万円	8.4万円	9.0万円
					・蓄電システムの「導入目的」と「接続及び運用の要件」を満たすものであること。 ＜導入目的＞ 再生可能エネルギー・システムにより発電された電力の自家消費量を増加させる目的で導入される機器であること。 ＜接続及び運用の要件＞ 再生可能エネルギーの自家消費量を増加させるために、当該再生可能エネルギーを効果的に蓄電できるもの。(非常用の電力確保を目的として限定的に再生可能エネルギーを蓄電するものは対象外)							

●:本事業で導入を必須とすること
○:補助対象として導入する場合は、要件を満たすこと
該:本事業で導入した場合は、補助対象となるもの

(注) 補助対象設備を複数台導入する場合は全ての設備において設備要件を満たすこと。

- ※1 「先進的再エネ熱等導入支援事業」(当該事業の公募要領参照)と併せて導入する場合は、空調設備の暖房機器、給湯設備のうち、当該事業で補助対象設備となるものについては、補助対象外とする。
- ※2 エネルギー計算においてダクト式セントラル空調を選択する家庭用ダクト式エアコンにおいては、表内のCOP値ではなくトップランナー基準で定められているAPFを満たすことでも可とする。
- ※3 いずれかの冷房設備及び暖房設備を導入すること。
但し、1・2地域の「冷房」、8地域の「暖房」に限り、「設置しない」という申請を認める。
- ※4 いずれかの設備を導入すること。
- ※5 外壁、外気に接する天井、屋根、最下階の床、基礎等に用いる断熱材及び、窓・ガラス等の開口部材を補助対象とする。
構造材(柱、梁、筋違、構造ボード等)、内装ボード、仕上げ材(内装、外装)、玄関ドアは補助対象外とする。
- ※6 <高効率個別エアコンの場合> 室内機、室外機及び、その据付け工事費のみ補助対象とする。
<温水式床暖房、ヒートポンプ式セントラル空調システムの場合> 専用熱源機及び、その据付け工事費のみ補助対象とする。
- ※7 熱源機、貯湯タンク及び、その据付け工事費のみ補助対象とする。
- ※8 換気装置(本体)及び、その据付け工事費のみ補助対象とする。
- ※9 本事業の補助対象機器(蓄電システム)一覧は、SIIホームページで随時公表する。
URL: <https://sii.or.jp/zeh/battery/search>
- ※10 目標価格を判定する保証年数は、SIIに登録された年数とする。
原則メーカーの保証年数(無償保証に限る)とする。当該機器製造事業者以外の保証(販売店保証等)は含めない。但し、SIIが指定するサイクル試験結果から得られる性能年数とすることも認める。
- ※11 太陽光発電等の電力変換装置が蓄電システムの電力変換装置と一体型の蓄電システム(以下、「ハイブリッド」という)の場合、目標価格との比較においてハイブリッド部分に係る経費分を控除することができる。
ハイブリッド部分に係る経費を切り分けられない場合、当該電力変換装置の定格出力(系統側)1kWあたり2万円を控除することができる。(定格出力の小数点第二位以下は切り捨てる)

3-2 8地域における要件

8地域においては、主に夏期の冷房負荷軽減のため、以下要件のいずれか1つ以上を採用すること。

- ① 通風の積極利用
建設地風況や設置高低差を考慮した開口部配置、通風勝手口、欄間付き建具、格子戸など屋外の自然風を効果的に取り込み、住戸内の通風を促進する設計手法を取り入れること。
- ② 効果的な日射遮蔽
庇や外付けルーバーによる日除け、日射反射、通気層の設置などによる日射遮蔽効果を促進する設計手法を取り入れること。
- ③ 最上階の屋上断熱強化
屋根断熱、または最上階の天井断熱により、屋上面からの貫流熱の軽減を図る設計手法を取り入れること。

注1 複数の手法を導入した場合、組合せによっては個々の効果が軽減される可能性もあるので注意すること。

注2 採用した技術の概要及び、定性・定量的効果を説明する資料を提出すること。

注3 植栽など外構計画(屋上緑化、壁面緑化)による冷房負荷軽減策を行う場合も①②③のいずれかを導入した上で行うこと。

3-3 補助事業に係るデータの取り扱い

本事業では、申請情報や補助金交付後の補助対象建築物の運用データを調査、分析するとともに、その分析結果を広く公表する。

また、ZEH-M実現に資する事例の紹介や補助金を受領した事業者からの成果報告も併せて公表する。

【参考】「ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業調査結果(2019年版)」

<https://sii.or.jp/opendata/#prj6>

【参考】「ZEB実証事業 調査発表結果(2019年版)」

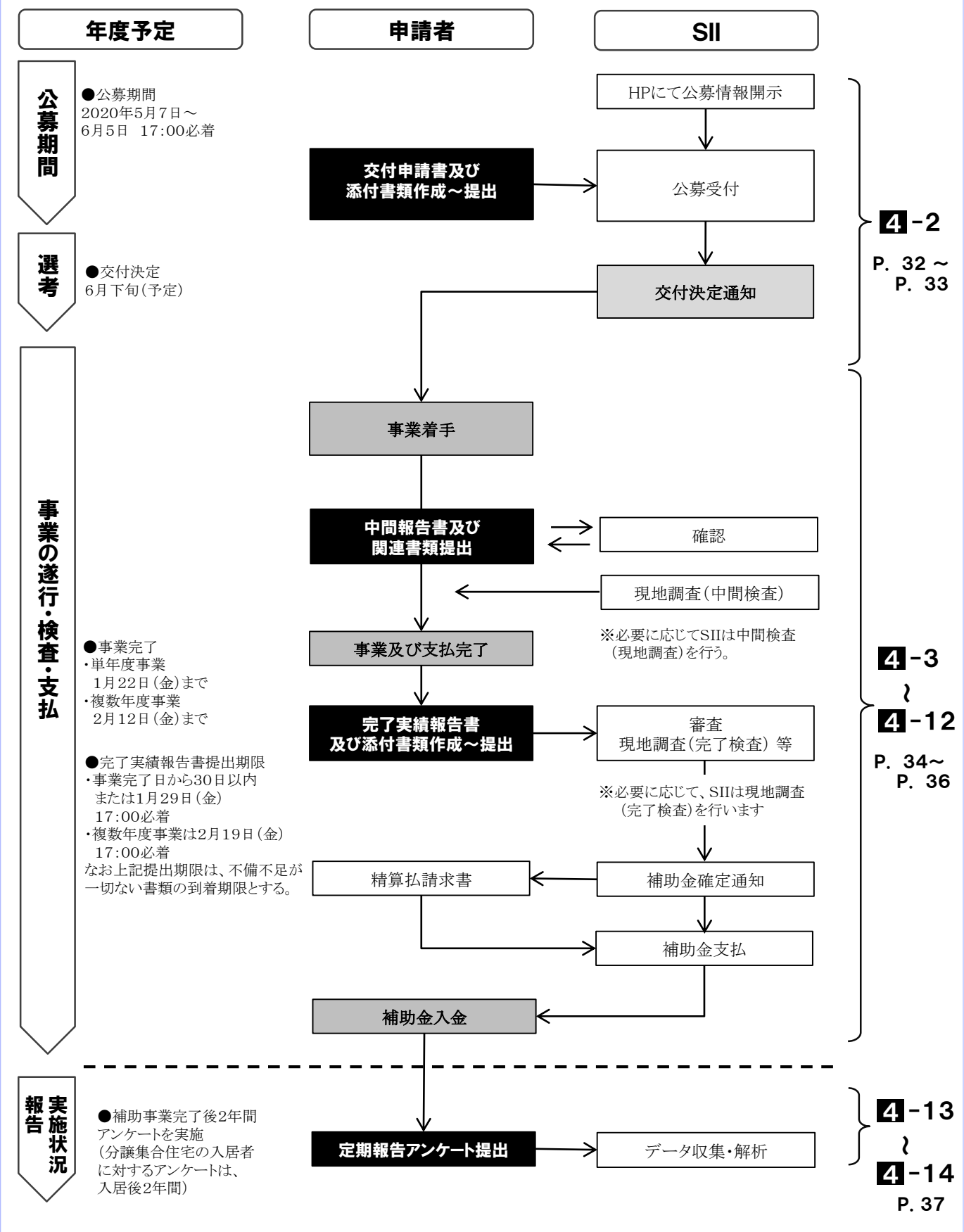
<https://sii.or.jp/opendata/#prj7>

本事業の採択事業について得られた情報も、調査・分析の対象となり、その分析結果はZEH-Mの実現と普及を目的として広く公開することについて、あらかじめ了承すること。

4章 事業の実施

4 事業の実施

4-1 事業スケジュール



4-2 公募～交付決定

(1) 事業の公募

SIIは、補助事業を行おうとする者に対し一般公募を行う。

SIIホームページ(https://sii.or.jp/moe_zeh_m02/zeh_ml/public.html/)に公募記事を掲載する。

(2) 交付申請

申請者は公募要領を熟読の上、「交付申請の方法」(P39参照)及び「交付申請書及び添付書類の入力例」(P41～P59)に従い、申請に必要な書類を「正」「副」2冊作成し、「正」を公募期間中にSIIへ提出すること。

(「副」は手元に必ず保管すること)

申請書類に不備・不足がある場合は原則、申請を受理しないため、注意すること。

(3) 申請実務協力者

以下の申請者は、補助事業の円滑な遂行を目的として、補助事業に関与するZEHデベロッパーに申請実務担当業務の協力を求めることができる。

・個人

・ZEHデベロッパー登録を受けていない法人で、本事業(本事業の過去事業にあたる事業を含む)への累積申請戸数が25戸以下であるもの。

これに該当しない申請者(法人)は、自社内に必ず申請実務担当者を定めること。

(4) 審査

① 審査方針

SIIは提出された申請書類の審査を行う。

< 審査項目 >

- 補助事業の内容が、交付要件を満たしている。
- 申請者の資金調達計画が適切であり、事業の確実性、継続性が十分である(直近の決算において、少なくとも債務超過でない)と見込まれる。
- 補助対象経費には、国からの他の補助金(負担金、利子補給金、ならびに補助金に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号、以下「適正化法」という。)第2条第4項第1号に掲げる給付金及び同項第2号に掲げる資金を含む。)が含まれない。
- 申請書類の不備、不足、偽り等で、審査の継続が不可能であるとSIIが判断した場合は不採択とする。

② 評価項目

評価項目は以下のとおりとする。

評価項目	内容
省エネ性能 (住棟評価)	・再生可能エネルギーを除いた一次エネルギー消費削減率
外皮性能	・住戸平均値(1～7地域:U _A 値、8地域:8地域における要件の採用数) ・外皮総面積に対する開口比率
再生可能エネルギー	・太陽光発電による再生可能エネルギーを配分する住戸数の割合 ・再生可能エネルギーによる一次エネルギー消費削減率
エネルギー管理体制	・住棟全体(共用部、専有部各戸)のエネルギー使用状況を一元管理する体制(委託可)の有無(非住宅部分は対象外)
広報計画の ZEH普及促進に かかる積極度	・ZEH-Mの広報計画(メディア掲載計画の規模と媒体数) ・住戸ごとまたはモデルプランごとの断熱・省エネ性能評価等の表示の有無 ・入居者に対する光熱費メリット、健康・快適性等のアピールやその効果測定の工夫等
加点	・一定以上CLTを活用する事業に対する加点

③ 審査方法

学識経験者を含む関係分野の専門家で構成された審査委員会で定めた審査基準に基づき、応募のあった申請書を審査します。

④ 補助事業の選定

ZEH-M設計ガイドラインにおける建物の規模、形状、地域の多様性等を確保するため、以下の方法により補助事業を選定する。

- 1) 申請を受けた事業について、評価項目ごとに審査基準に定めた配点で総合点を算出する。
- 2) 採択枠一覧表の採択枠ごとに、目指すべき水準以上のZEH-Mランクとなる事業のみ抽出し、総合点が最も高い事業から順に採択候補事業を選出する。
- 3) 上記採択候補を選出しても事業規模に満たない場合は、採択枠一覧表の採択枠ごとに、総合点が最も高い事業を選出し、総合点が最も高い事業から順に採択候補事業を選出する。
- 4) 上記採択候補を選出しても事業規模に満たない場合は、残りの事業については、3)の方法を繰り返し、事業規模の範囲内で順次採択候補事業を選出する。
- 5) 以上により選出された採択候補事業を審査委員会で定めた審査基準に基づき、事業規模の範囲内で採択事業を決定する。

この際、複数年度事業においては2年度目以降の申請内容も総合的に考慮する。

(5) 交付決定

SIIは、採択事業について交付決定を行う。

交付決定とは、申請書を受付けた後、その内容が適正であると認めた旨を通知するもので、補助金の交付ならびに交付額を確定するものではない。交付決定後、申請内容どおりに事業が実施されない等、適正な事業の実施・遂行が認められない場合には交付決定の取消しとなる場合がある。

審査の結果については、交付規程に従って採択、不採択に係わらず申請者に通知する。

(本事業では、事務取扱説明会は実施しない。)

(注1) 審査に関する個別の問合せについては、一切、応じられないことを了承すること。

(注2) 国の他の補助事業等と本事業に重複して補助対象が申請されている場合は、他の事業での申請を取下げを条件に交付決定する。

(6) 採択事業の公表

- ① SIIに提出された申請や報告の情報(事業者名、事業概要、補助金交付決定額等)は、国またはSIIから公表される場合がある。

なお、交付決定等に関する情報は法人インフォメーション※においてオープンデータとして原則公表される(個人申請を除く)。

- ② SIIホームページでは、当該補助事業者の財産上の利益、競争上の地位等を不当に害するおそれのある部分について当該事業者が申し出た場合は、原則公開しない。
- ③ 個人事業主による申請の場合は、補助金交付決定額は原則公表しない。

※ 「法人インフォメーション」Webサイト:<http://hojin-info.go.jp>

4-3 補助事業の開始

補助事業者は、SIIから交付決定通知を受けた後に、初めて、補助事業の開始が可能となる。

なお、交付決定日前に補助対象工事に着手した場合は、交付決定の取消しとなる。

したがって、以下の点に留意すること。

- ① 補助対象工事の着手は、SIIの交付決定日以降とすること。
なお、複数年度に渡る事業であって、2年度目以降の場合は、この限りではない。
- ② 当該年度に実施された補助事業について、当該事業年度の事業完了日までに対価の支払いを完了すること。
- ③ 複数年度に渡る事業を一括で発注・契約する場合は、年度ごとの実施内容及び金額等が確認できるようにすること。
ただし、各年度の工事開始は当該年度の交付決定日以降とする。

4-4 中間報告

補助事業着手から1ヶ月以内を目途として、遅滞なく中間報告書の添付書類として下記の書類をSIIの指定の提出先に送付すること。

- ① 着手前写真
撮影した着手前写真をSII指定の写真台紙に貼り付け、カラーで出力したものを提出すること。
- ② 確認済証の写し
確認申請不要の地域は建築工事届の写しを提出。
- ③ BELS評価書の写し(住棟評価書と全住戸の住戸評価書)
1層以上3層以下の集合住宅においては、Nearly ZEH-M以上の住棟評価証を取得すること。
4層・5層の集合住宅においては、ZEH-M Ready以上の住棟評価証を取得すること。
住戸評価証については、ZEHランクを問わない。
- ④ エネルギー計算書(BELS評価書申請時に提出したものの写し)
国立研究開発法人 建築研究所が公開する計算支援プログラム等を使って算出した年間の一次エネルギー消費量の計算結果表の写しを提出すること。なお、評価機関に提出したもの(評価機関の押印があるもの)に限る。
- ⑤ 平面図、立面図及び矩計図又は断面図
BELS評価書申請時に提出したものの写し(評価機関の押印があるもの)に限る。

4-5 補助事業の注意事項

補助事業の実施中に、事業内容の変更の可能性が生じた場合は、速やかにSIIに報告し、SIIの指示に従うものとする。また、実施設計の結果、一次エネルギー消費削減率が交付決定時から下回る場合は、採択取消しとなることがあるので注意すること。

4-6 省エネルギー性能評価の認証取得

補助事業者は、建築物省エネ法第7条に基づく省エネ性能表示(BELS等、第三者認証を受けているものに限る)により、交付申請時に示したZEH-Mランクである旨が示された省エネルギー性能評価証の写しを中間報告時に提出すること。

※複数年度事業の場合も、初年度の中間報告時まで取得・提出すること。

省エネルギー性能表示に関する審査を受けた結果、一次エネルギー消費削減率が本事業の交付決定時の値よりも5ポイント以上下回った場合、または本事業の要件に不適合となった場合は、補助金の交付を受けることができないので注意すること。

第三者の評価による省エネルギー性能表示取得は、原則として申請時と同じ計算方法を用いること。

【参考】国土交通省ホームページ

- 国土交通省 建築物省エネ法のページ(2020年3月1日)

http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/jutakukentiku_house_tk4_000103.html

- 解説パンフレット

<http://www.mlit.go.jp/common/001204678.pdf>

4-7 補助事業の完了

以下の全てが完了した時点をもって補助事業の完了とする。

- ・全ての補助対象工事完了及び、工事請負業者等からの補助対象工事の引渡し
- ・補助対象工事に関する全ての支払いの完了※1

※1 支払いは現金払い(金融機関による振込)で行うこと。(小切手及び手形払い不可)

4-8 報告及び額の確定

- ① 補助事業者は、補助事業が完了したときは、完了の日から30日以内またはSIIが定める期日のいずれか早い日までに、「完了実績報告書」をSIIに提出する。
また、当該年度に取得財産等がある場合は、様式第15「取得財産等明細表」を提出すること。
- ② SIIは「完了実績報告書」を受理した後、書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、「本事業の交付要件」と「その補助事業の交付決定の内容」に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者にも速やかに通知する。
- ③ 申請どおりの省エネルギー効果が得られないと見込まれる場合、あるいは申請どおりの設備が設置されていない場合は、補助金の支払いが行われないことがある。
- ④ 補助対象経費の中に補助事業者の自社製品の調達分(工事等を含む)がある場合は、補助対象経費から補助事業者の利益相当分を排除した額を補助対象経費の実績額とすることがある。

4-9 確定検査

確定検査は、補助事業がその目的に適して公正に行われているかを判断する検査であり、補助金の額を確定するためのものである。確定検査に合格しない場合は補助金の交付ができないだけでなく、交付決定の取消しの対象となり、さらに不正行為等が認められた場合は、処罰の対象となるので、事業遂行にあたっては細心の注意を払うこと。

4-10 補助金の支払い

補助事業者は、補助金の額の確定後、「精算払請求書」をSIIに提出し、SIIは「精算払請求書」の受領後、補助事業者に補助金を支払う。

共同申請の場合は、SIIに相談すること。

4-11 取得財産の管理等

補助事業者は、補助事業により取得し、または効用の増加した財産(取得財産等)については、補助事業の完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理し(善管注意義務)、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

補助事業者は耐用年数の期間内に取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ財産処分承認申請書をSIIに提出し、その承認を受けなければならない。万一、未承認のまま財産処分が行われた場合、SIIは交付決定を取消し、加算金(年利10.95%)とともに補助金全額の返還を求めることがある。

SIIは、補助事業者が取得財産等を処分することにより、収入があり、または収入があると認められるときは、その収入の全部または一部をSIIに納付させることができるものとする。

<分譲集合住宅における重要事項>

ZEHデベロッパーなどの事業主体が補助金の交付を受ける場合、住宅専有部については、不動産売買契約時に入居者へ、住宅共用部については、管理組合が組織された後、管理組合へ、速やかに補助事業を承継する手続きをSIIに対して行うこと。

その際、事業継承者に対し、「定期報告アンケートの提出」、「取得財産の適正管理」、「エネルギー管理支援サービスの加入(ある場合のみ必須とする)」など、補助事業者と同様の義務を負うことを確認する書類(契約書等)の提示ができること。

<財産処分について>

交付規程に則り、財産処分を行いSIIの承認後、返金が発生する場合は、下記の方法で返金額を計算する。

- ・処分制限財産の取得日(支払日)を起算日とする。
- ・処分制限財産に対し、転用、譲渡、交換、貸付け、担保に供する処分、取壊し、廃棄を行った日を処分日とする。
- ・処分制限期間は補助対象住宅の財産取得日(引渡受領日)から6年とする。
- ・計算用の決算日を3月31日とする。
- ・減価償却方法は、原則「定額法」を採用する。
- ・上記の条件で補助対象経費の残存簿価を計算し、残存簿価の補助金相当額を返金額とする。

※その他、平成20年5月15日大臣官房会計課の「環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準について」に該当する場合(転用・譲渡・交換・貸付け・担保・廃棄・取り壊しの財産処分)においても同様とする。

4-12 交付決定の取消、補助金の返還、罰則等

交付決定後に交付申請内容が本事業の補助要件を満たさないことが発覚等した場合は、審査の結果に係わらず交付決定の修正または取消の措置を講じることがある。

また、万一、交付規程に違反する行為がなされた場合、次の措置が講じられ得ることに留意すること。

- ① 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第17条の規定による交付決定の取消、第18条の規定による補助金等の返還及び第19条第1項の規定に準拠した加算金の納付。
- ② 適正化法第29条から第32条までの規定による罰則。
- ③ 相当の期間補助金等の全部または一部の交付決定を行わない。
- ④ SIIの所管する契約について、一定期間指名等の対象外とする。
- ⑤ 補助事業者等の名称及び不正の内容の公表。

【注意事項】

- ① 本事業で導入した設備等については、SIIが補助事業の対象となり得るものとして指定したものであり、補助対象設備導入に係る補助事業者と設計者及び施工者等との契約、施工、設備等の品質・性能、燃料等の調達、導入完了後の保守や保証、知的財産権等をSIIが保証するものではない。
万一、上記に関する紛争が起きてもSIIは関与しない。
- ② 申請者及びZEHデベロッパーは、虚偽の内容を含む提案・申請をしてはならない。
その内容に偽りがあることが補助事業完了後に判明した場合、民事上及び刑事上の法的責任が生ずる可能性があることを認識し、誠実且つ的確な提案・申請をすること。
不正をした事が明らかになった場合は補助金の支払いを行わない。また、不正な行為により補助金を受給した場合は、民事上及び刑事上の法的責任が生ずる可能性があることを十分に認識した上で、適正に手続きを行うこと。

(注)表紙裏面“補助金を申請及び受給される皆様へ”を確認すること。

4-13 実施状況の報告(定期報告アンケートについて)

本事業は、省エネルギー効果等の情報の取得、分析についても事業の目的としているため、補助事業者(事業継承を受ける者を含む)は下記の報告を必ず行うこと。(補足⑤P21～P22参照)

※報告されたエネルギー使用状況は個人情報を除いて国またはSIIから公表される場合がある。

4-14 「ZEH-M実現に向けたZEH-M設計ガイドライン作成」のための情報開示

本事業は、ZEH-M設計ガイドライン策定業務に必要な情報提供が可能な事業に対し、補助を行うものである。

したがって、ZEH-M設計ガイドライン作成のため、補助事業者から提出される以下のデータについて、使用及び公表を行うことがある。正当な理由なく、これらの情報の提出がなかった場合には、補助金の交付決定の修正、取消または返還を求めることもあるので注意すること。

- 全景写真(またはパース図等)
- 設計一次エネルギー消費量の計算に用いた外皮・設備仕様入力シート<エクセルシート>及び、計算結果(外皮性能、一次エネルギー消費量・削減率・原単位)
- 設計一次エネルギー消費量の計算結果の根拠となる建築物概要(地域区分、構造、階数、建築面積、延床面積等)
- 設計一次エネルギー消費量の計算結果の根拠となる設備概要(採用省エネルギーシステム概念図、仕様等)

※なお、ZEH-M設計ガイドラインの作成に際しては、個人情報等に配慮して、提供された情報を取り扱う予定である。

※別途、省エネルギー効果検証のための取材等の協力依頼が行われることがある。

4-15 よくある質問について

SIIホームページに「よくある質問」を掲載しているので、確認すること。

https://sii.or.jp/moe_zeh_m02/zeh_ml/faq.html

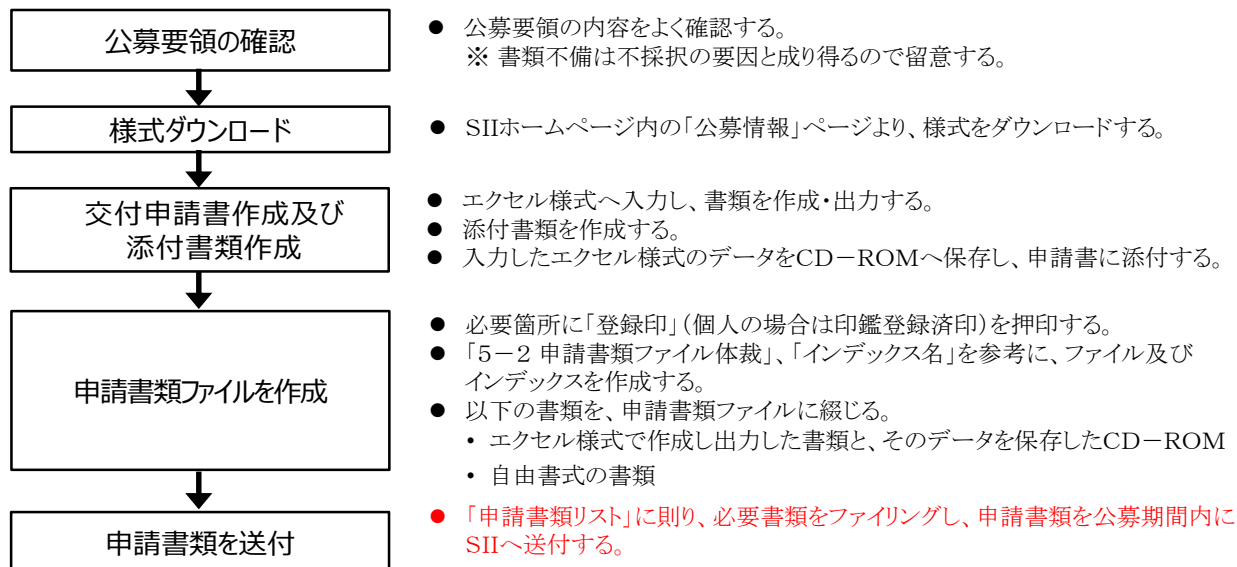
5章 交付申請の方法

5 交付申請の方法

5-1 申請について

(1) 申請の流れ

申請については以下の方法で行う。



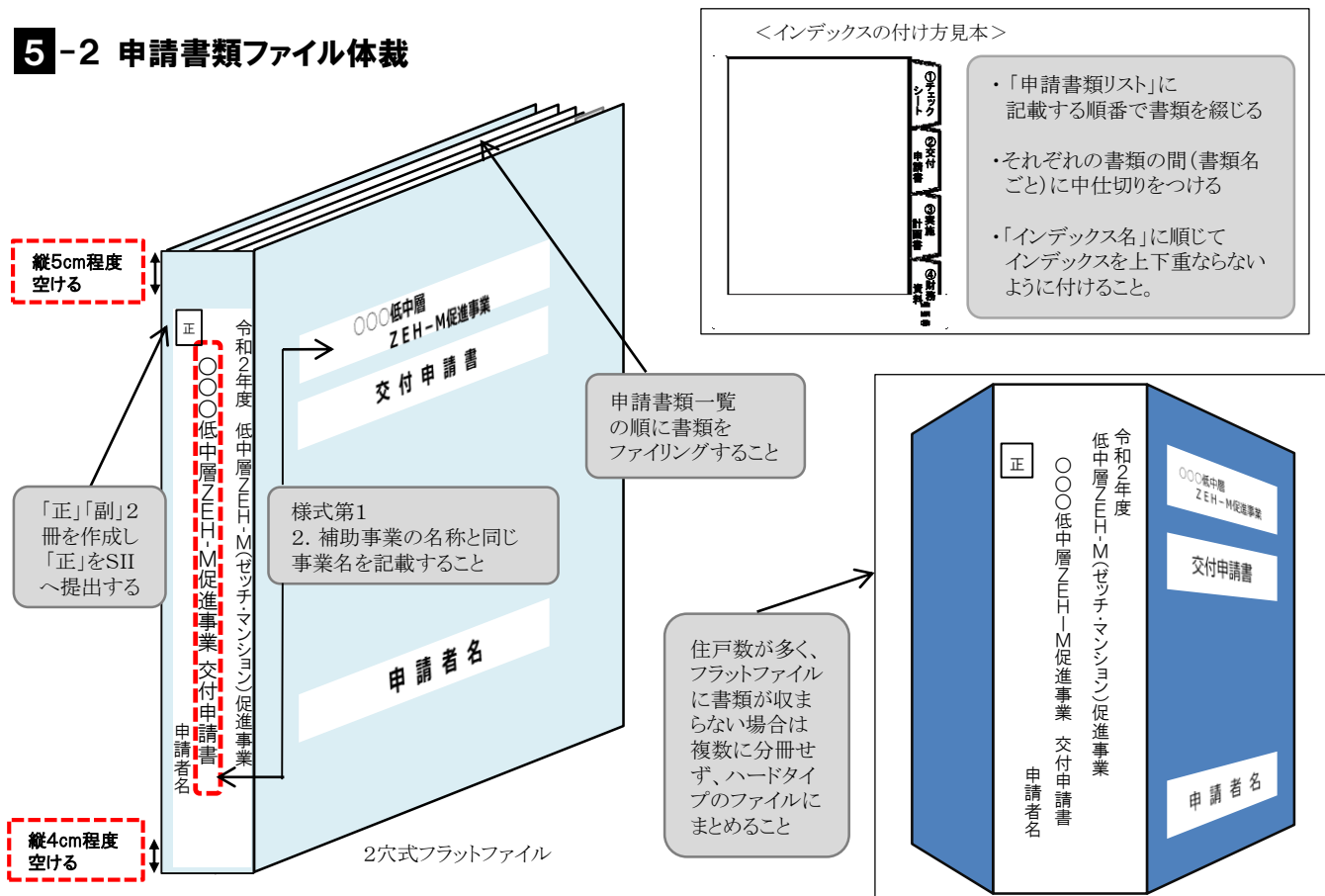
(2) 公募期間

以下の期間で申請の受付を行う。

公募期間 : 2020年5月7日(木)～2020年6月5日(金)17:00必着

事業期間 : 交付決定日(2020年6月下旬)～2021年1月22日(金)まで

5-2 申請書類ファイル体裁



5-3 申請書類リスト

インデックス名	書類名	書式	提出区分	特記事項
チェックリスト	提出書類チェックシート	指定	必須	申請者自身でチェックを入れたものを添付すること
①交付申請書	様式第1 交付申請書	指定	必須	
	別紙1 補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額並びに区分ごとの配分	指定	必須	
	別紙2 暴力団排除に関する誓約事項	指定	必須	
	別紙3 役員名簿	指定	必須	共同申請の場合は全申請者分を提出 (別ファイルをダウンロードすること)
②誓約書	誓約書	指定	必須	共同申請の場合は全申請者分を提出 (別ファイルをダウンロードすること)
③実施計画書	1. 申請者の詳細	指定	必須	
	2. 全体概要		必須	A3サイズでカラー印刷したものを提出すること
	3. 補助事業概要図		必須	A3サイズでカラー印刷したものを提出すること
	4. 住戸一覧		必須	
	5. 設備タイプ別設備仕様書		必須	設備タイプごとに作成すること
	6. 蓄電システム明細		該当	蓄電池を導入する場合、提出すること
	7. エネルギー計測計画図		必須	
	8. 9. 事業予定・定期報告及び設備の保守に関する事項		必須	
	10. 補助金額算出表		必須	
	11. 工程表		必須	
④財務資料	財務諸表・決算短信表等の写し	写し	必須	直近3期分を提出 ※共同申請の場合は全申請者分 (個人事業主の場合は確定申告書類の写し)
⑤土地登記簿等	土地登記簿謄本	写し	該当	取得済みの場合提出必須
	確認済証	写し	該当	取得済みの場合提出必須
⑥建物図面	建物案内図	自由	必須	・設備工事ごとに編集しカラー印刷 (例) 空調設備・機器表・設備設置図 ・補助対象設備を平面図に明示すること
	建物配置図	自由	必須	
	建物平面図・各階平面図	自由	必須	
	建物立面図	自由	必須	
	断面図または矩計図	自由	必須	
⑦商業登記簿等	現在事項全部証明書	写し	必須	発行日から3か月以内のもの(個人事業主は印鑑登録の写し) ※共同申請の場合は全申請者分
⑧その他		自由	該当	その他申請に必要な書類がある場合
⑨データ提出CD-ROM			必須	作成形式がEXCELであるものをCD-ROMに保存し提出する

提出区分：

必須

 提出必須

該当

 該当する場合は提出必須

※確定申告書を送付する場合には、マイナンバー部分を黒塗りした上で送付すること。
(マイナンバーの記載のある書類が送付された場合には、S I I にて黒塗り等の処理を行う)

交付申請書及び添付書類の入力例

様式第1 交付申請書

様式第1

「入力シート」に必要事項を入力すると、こシートの対象項目に自動転記されます。
このシートのオレンジ色のセルに必要事項を直接入力してください。

2020 年 5 月 8 日

一般社団法人 環境共創イニシアチブ

代表理事 赤池 学 殿

〒 123 - 4567

申請者1 住 所 東京都〇×区▽□町 1 - 2 - 1

名 称 〇△□不動産株式会社

代表者等名 代表取締役社長 環境 太郎

生年月日 昭和 年 月 日



令和2年度
二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(建築物等の脱炭素化・レジリエンス強化促進事業
(新築集合住宅・既存住宅等における省CO2化促進事業))
(集合住宅におけるZEH-M化等促進事業)

交付申請書

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（建築物等の脱炭素化・レジリエンス強化促進事業（新築集合住宅・既存住宅等における省CO2化促進事業））（集合住宅におけるZEH-M化等促進事業）交付規程（以下「交付規程」という。）第4条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

なお、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（戸建住宅におけるネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）化支援事業及び建築物等の脱炭素化・レジリエンス強化促進事業（新築集合住宅・既存住宅等における省CO2化促進事業））（集合住宅におけるZEH-M化等促進事業）交付要綱（平成30年3月19日環地温発第18031928号）及び交付規程の定めるところに従うことを承知の上、申請します。

様式第1 交付申請書

記

1. 申請する補助事業

令和2年度 低中層ZEH-M促進事業

2. 補助事業の名称

プレミアムマンション〇〇〇 低中層ZEH-M促進事業

3. 補助事業の実施計画

別添による

4. 補助金交付申請予定額

補助金交付申請予定額 5,250,000 円

5. 補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額並びに区分ごとの配分（別紙1）

6. 補助事業の開始及び完了予定日

（1）開始年月日 2020 年 7 月 1 日
（2）完了予定年月日 2021 年 2 月 11 日
最終年度の事業完了予定日 2022 年 1 月 15 日

（注）この申請書には、以下の書面を添付すること。

暴力団排除に関する誓約事項（別紙2）
役員名簿（別紙3）

（備考）用紙は日本工業規格A4とし、縦位置とする。

別紙1 補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額並びに区分ごとの配分

(別紙1)

補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額並びに区分ごとの配分

(単位：円)

補助対象 経費の区分	補助事業に要する経費	補助対象経費	補助率 (参考値)	補助金の額 (参考値)
設計費	—	—	定額	<u>1,050,000</u>
設備・工事費	—	—		<u>4,200,000</u>
合計	「10. 補助金額算出表」を入力すると、令和2年度 (1年目)の補助金の額が自動転記されます。		—	<u>5,250,000</u>
補助金の額 (補助金算出額の合計金額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切捨て)				<u>5,250,000</u>

(備考) 用紙は日本工業規格A4とし、縦位置とする。

別紙2 暴力団排除に関する誓約事項

(別紙2)

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(備考) 用紙は日本工業規格A4とし、縦位置とする。

別紙3 役員名簿

(別紙 3)

法人・団体名等：○△□不動産株式会社

2020 年 5 月 8 日

役員名簿

[illegible]

(注1) 申請者が個人の場合は不要とする。ただし、リース事業者等との共同申請の場合は、リース事業者等の役員名簿を提出すること。

(注2) 役員名簿については、氏名カナ（全角、姓と名の間を全角で1マス空け）、氏名漢字（全角、姓と名の間を全角で1マス空け）、生年月日（全角で大正はT、昭和はS、平成はH、数字は2桁全角）、性別（全角で男性はM、女性はF）、会社名及び役職名を記入する。また、外国人については、氏名漢字欄は商業登記簿に記載のとおりに記入し、氏名カナ欄はカナ読みを記入すること。

(備考) 用紙は日本工業規格A4とし、縦位置とする。

誓約書

一般社団法人 環境共創イニシアチブ

代 表 理 事 赤池 学 殿

令和2年度
二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(建築物等の脱炭素化・レジリエンス強化促進事業
(新築集合住宅・既存住宅等における省CO2化促進事業))
(集合住宅におけるZEH-M化等促進事業)
誓約書

私は、補助金の交付の申請を一般社団法人環境共創イニシアチブ（以下「SII」という。）に提出するに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記の事項について誓約いたします。
この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、一切異議は申し立てません。

- 1. 交付申請
本事業の交付規程及び公募要領の内容を全て承知の上で、申請者の役割及び要件等について確認し、了承している。
- 2. 暴力団排除
暴力団排除に関する誓約事項について熟読し、理解の上、これに同意している。
- 3. 交付決定前の事業着手の禁止
交付決定通知書を受領する前に本事業に着手した場合には、補助金の交付対象とならないことを了承している。
- 4. 重複申請の禁止
他の国庫補助金等を重複して受給してはならないことを理解している。
- 5. 申請の無効
申請書及び添付書類一式について責任をもち、虚偽、不正の記入が一切ないことを確認している。
万が一、違反する行為が発生した場合の罰則等を理解し、了承している。
- 6. 個人情報の利用
SIIが取得した個人情報等については、申請に係る事務処理に利用する他、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づいた上で、SIIが開催するセミナー、シンポジウム、本事業の効果検証のための調査・分析、SIIが作成するパンフレット・事例集、国が行うその他調査業務等に利用されることがあり、その場合、国が指定する外部機関に個人情報等が提供されることに同意している。
また、本情報が同一の設備等に対し、国から他の補助金を受けていないかを調査するために利用されることに同意している。
- 7. 申請内容の変更及び取下げ
申請書の提出後に申請内容に変更が発生した場合には、SIIに速やかに報告することを了承している。
万が一、違反する行為が発生した場合は、SIIの指示に従い申請書の取下げを行うことに同意している。
- 8. 現地調査等の協力
補助事業が事業の目的に適切に公正に実施されているかを判断するための現地調査等に協力することを了承している。
- 9. 事業の不履行等
申請者がSIIに連絡することを怠ったことにより、事業の不履行等が生じ審査が継続できないとSIIが判断した場合は、当該申請者の申請及び登録を無効とすることができることを理解し、了承している。
- 10. 免責
SIIは、ZEHデベロッパー、補助事業者（補助事業を行おうとするもの）、申請実務担当業務協力者、その他の者との間に生じるトラブルや損害について、一切の関与・責任を負わないことを理解し、了承している。
- 11. 事業の内容変更、終了
SIIは、国との協議に基づき、本事業を終了、又はその制度内容の変更を行うことができることを承知している。

上記を誓約し、申請内容に間違いがないことを確認した上で署名・捺印します。

2020 年 5 月 8 日

申請者	名称	○△□不動産株式会社	自動転記
	代表者等名	代表取締役社長 環境 太郎	登録印を押印

印

1. 申請者の詳細

実施計画書

1. 申請者の詳細

(1) 申請者概要

このページの項目は、入力シートの情報が自動転記されます。

申請者1

ふりがな	まるさんかくしかくふどうさんかぶしがいしゃ		
法人名又は氏名	〇△□不動産株式会社		
法人番号(13桁)	1111111111111		
代表者役職	代表取締役社長		
ふりがな	かんきょう たろう		
代表者名	環境 太郎		
住 所	〒 123 - 4567		
	東京都〇×区▽□町1-2-1		
電話番号	03 - 0000 - 0000		
E-MAIL(個人のみ)			

申請者2

ふりがな			
法人名又は氏名			
法人番号(13桁)			
代表者役職			
ふりがな			
代表者名			
住 所	〒 -		
電話番号	- -		
E-MAIL(個人のみ)			

(2) ZEHデベロッパー登録情報

ZEHデベロッパー登録名称	▲▲▲建設株式会社
ZEHデベロッパー登録番号	ZEHM00-00000-DC

(3) 申請者における補助事業担当者情報

所属部署	×〇支店 マンション事業部		
担当者役職	課長		
ふりがな	かんきょうじろう		
担当者	環境次郎		
住 所	〒 123 - 4567		
	東京都〇×区▽□町1-2-3		
電話番号	03 - 0000 - 0001	FAX番号	03 - 0000 - 0002
携帯電話番号	080 - 0000 - 0002		
E-MAIL	aaa@bbb.co.jp		

1. 申請者の詳細

(4) 申請実務担当業務協力者(申請窓口を担当する者が申請者以外にいる場合)

法人名	▲▲▲建設株式会社		
所属部署	ZEH-M推進部		
担当者役職	企画課長		
ふりがな	まるまるさぶろう		
担当者	●●三郎		
住 所	〒 135 - 6789 東京都××区○○町5-6-7		
電話番号	03 - 0000 - 0003	FAX番号	03 - 0000 - 0004
携帯電話番号	080 - 0000 - 0003		
E-MAIL	saburo@marumaru.co.jp		
ZEHデベロッパー登録名称	▲▲▲建設株式会社		
ZEHデベロッパー登録番号	ZEHM00-00000-DC		

(5) 事業者の実務実績に関する事項

事業報告期間	2018 年 1 月 1 日 ~ 2019 年 12 月 31 日		
資産合計(円)	X,XXX,XXX,XXX		
負債合計(円)	X,XXX,XXX		
純資産合計(円)	X,XXX,XXX,XXX		
売上高(円)	XXX,XXX,XXX		
経常利益(円)	XX,XXX,XXX		
当期純利益(円)	XX,XXX,XXX		

(6) 他の補助金に関する事項

他の補助金の有無	無
他の補助金名	
他の補助金名	
他の補助金名	

2. 全体概要

2. 全体概要

① 申請者概要

事業期間区分	2年度事業(1年目)	自動転記	事業全体の完了予定日	2022	年	1	月	15	日
補助事業の名称	プレミアムマンション〇〇〇	自動転記	低中層ZEH-M促進事業						
申請者名	〇△□不動産株式会社	自動転記							

② ZEHデベロッパー

登録名称	▲▲▲建設株式会社	登録番号	ZEHM00-00000-DC
------	-----------	------	-----------------

③ 建物概要

住 所	〒 123 - 4567 東京都〇×〇区 □× 3-4-5		
建物用途	賃貸集合住宅		
地域区分	6	住戸数	21 戸
階数	全体	地下 0 階	地上 4 階
	住宅部分	地下 0 層	地上 4 層
全体床面積		1,133.00	RC造
		住宅専有部分	1,033.00 m ²
		住宅共用部分	100.00 m ²
		住宅外用部分	0.00 m ²
		住戸平均床面積	49.19 m ²

④ 建物性能

外皮平均熱貫流率(UA値)	住戸平均	0.55	最大	0.58	最小	0.50			
再生可能エネルギー等を含む一次エネルギー消費削減率(住棟)	53 %	⑤を入力すると自動計算されます			専有部の外皮総面積に対する開口比率		5.20 %		
8地域における要件	☐ 通風の積極利用						日射遮蔽	☐ 最上階の土間断熱強化	☐ 屋上緑化、壁面緑化
	☐ その他								
太陽光パネルの設置の有無	あり	公称最大出力の合計	30.000 kW	分配方法	専有部住戸配分率	21 戸	容量の合計	30.000 kW	
					供給住戸割合	100.0 %			
									共用部

⑤ 一次エネルギー計算

設備用途区分		一次エネルギー消費量		
		基準値 (MJ/年)	設計値 (MJ/年)	削減量 (MJ/年)
専有部	空調	暖房	XXXXXX	XXXXXX
		冷房	XXXXXX	XXXXXX
	換気		XXXXXX	XXXXXX
	照明		XXXXXX	XXXXXX
	給湯		XXXXXX	XXXXXX
共用部	空調			
	換気			
	照明			
	給湯			
	昇降機			
エネルギー利用効率化設備		コージェネ	0	0
		PV	0	-XXXXXX
計			XXXXXX	-XXXXXX
再生可能エネルギー等を除く一次エネルギー消費削減率				32 %
再生可能エネルギー等を含む一次エネルギー消費削減率				53 %
再生可能エネルギーによる削減率				21 %
ZEH-Mの種類				ZEH-M Ready

⑥ エネルギー管理体制

該当するものにチェックをすること (複数回答可、「その他」を選択した場合は横のセルに概要を入力すること)	
☒	住棟全体のエネルギー使用状況を一元管理し、SIIに報告できる体制を有している。(住棟全体のエネルギー管理をサービサー等に一括委託する体制も可)
☐	住棟内の一部住戸について、HEMSによる1カ月毎のエネルギー計測データの提出が可能
☐	その他

エネルギー管理体制の概要

【体制の概要】

補助事業者は、管理会社A社に住棟全体のエネルギー消費量の月次計測・記録業務を委託。(詳細は、「9. 定期報告及び設備の保守に関する事項」に記載)

①専有部の記録方法

A社が各住戸の各種メーターを月次検針することで、買電力量、売電力量、ガス消費量を収集・記録。

②共用部の記録方法

A社が共用部の電力メーターを月次検針することで、買電力量を収集・記録。
また、PVの月次総発電量と、専有部各戸への月次電力供給量を記録。

A社は、①②をとりまとめた上で補助事業者提出する。

補助事業者は、SIIの求めに応じてエネルギー使用状況の報告を実施する。

2. 全体概要

⑦ 普及促進に向けた広報計画の積極度

媒体の分類	掲載媒体	広報掲載の回数、期間、時期	各住戸のBELS評価の掲載	住戸の光熱費削減効果の訴求	快適性、健康面に関する言及	訴求効果を報告するためのアンケートの実施
不動産情報媒体掲載	住宅情報誌「●●情報」	募集期間内	○	○	○	
分類をプルダウン選択してください	掲載媒体を具体的に記載してください		各住戸の入居者募集媒体に掲載する情報に○をつけてください。 (該当しない場合は空欄)			

⑧ ZEH-Mの実現に資する導入設備等

項目		No	設備・システム名	方式等	システム概要(能力・性能・規模・他)	補助	
断熱		1	断熱	屋根	押出法ポリスチレンフォーム:50mm	●	
		2	断熱	外壁	吹付硬質ウレタンフォーム:50mm	●	
		3	断熱	天井	押出法ポリスチレンフォーム:50mm	●	
		4	断熱	開口部	金属樹脂複合サッシ、複層(Low-E)ガラス:空気層10mm	●	
導入を計画している主な断熱材や開口部の仕様、性能等を具体的に記載してください。							
専有部	空調設備	1	高効率機器	高効率個別エアコン	主たる居室に「区分い」	●	
	給湯設備	1	高効率機器	潜熱回収ガス給湯機	消費効率94%以上	●	
	換気設備	1	高効率機器	ダクト式第三種換気設備	比消費電力0.38W/(m3/h)以下	●	
	照明設備	1	LED照明		主たる居室 ダウンライト	●	
		2	LED照明		非居室 ダウンライト	●	
専有部に導入を計画している主な設備の仕様、性能値を項目ごとに具体的に記載してください。							
共用部	照明設備	1	LED照明	明るさ感知	廊下、階段にダウンライト	●	
共用部に導入を計画している主な設備の仕様、性能値を項目ごとに具体的に記載してください。							

3. 補助事業概要図

3. 補助事業概要図 (イラスト、設備図等を用いて事業内容を表現する)

補助事業の名称

プレミアムマンション○○○

自動転記

申請者名

低中層ZEH-M促進事業

自動転記

補助事業の概要

低中層ZEH-M促進事業

自動転記

本事業のコンセプト

当物件は、ファミリー向け住戸と単身用住戸で構成された賃貸集合住宅で、健康的で快適な居住性と共に経済面でも有利となるような省エネルギー化を図ることをコンセプトとしました。

本事業は、高断熱外皮によるパッシブ性能の強化と高効率設備の導入によりZEH-M Readyを満点とすることで、性能と生活快適性の向上を両立させることを目的としています。

また、周辺緑化への環境配慮として、敷地内の緑化に配慮する等、入居者にも地球にやさしい高層集合住宅を構築します。

外観パース



・建物のパッシブ性能強化

建物居住スペースは東面道路面に配置し、南北に長い形状となっており、窓先正面は幹線道路があり遮光対策が必要ため窓の遮光性に配慮しつつ、パッシブデザインを採用することで自然換気が行えるよう、換気の効率化を図っています。

建物自体は幹線道路により太陽光が遮られることがないため道路面に窓を設け、積極的に自然光を取り入れられるよう昼光利用を図っています。

・高効率設備機器の導入

省エネルギー設備として、最新の省エネルギー設備による断熱性能により省エネルギー促進を両立させ、換気設備や調光制御(LED照明)、蓄熱回収型ガス給湯機を導入した上で、全住戸に太陽光発電による発電力を供給しつつ蓄電システムを導入するなどしてZEH-Mの実現を図りました。

①高性能断熱材・窓

<補助対象内>
・断熱材 外壁：吹付け硬質ウレタンフォーム 100mm/*****㎡
天井：吹付け硬質ウレタンフォーム 100mm/*****㎡
屋根：吹付け硬質ウレタンフォーム 100mm/*****㎡
土間下：吹付け硬質ウレタンフォーム 100mm/*****㎡
全住戸に金属樹脂複合サッシを導入
Low-E複層ガラス*****㎡
・窓
初年度：なし
2年度：工事

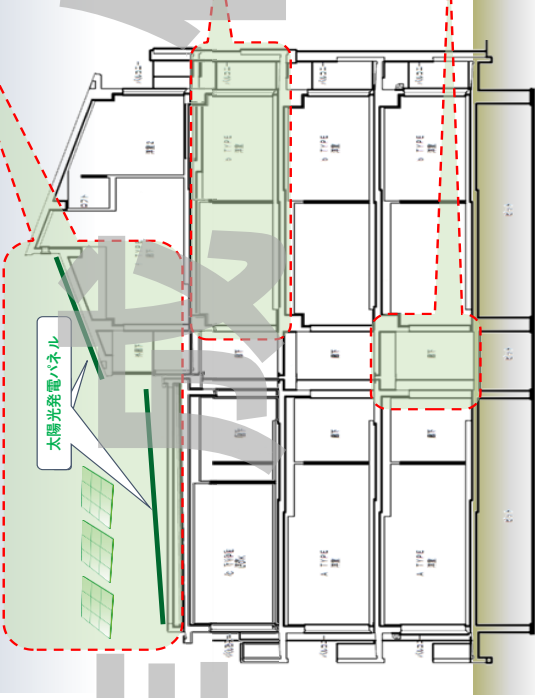
②高効率空調設備

<補助対象内>
・空気調和システム(共用部) 能力合計 (冷) *****kW (暖) *****kW
・ルーフエアコン(専有部)
高効率個別エアコンを全戸の主たる居室に設置
初年度：なし
2年度：工事

③高効率ヒートポンプ・式給湯器

<補助対象内>
・蓄熱回収型ガス給湯機 (エコジョーズ) を全戸に導入 (*****台)
初年度：なし
2年度：工事

太陽光発電パネル



④太陽光発電・蓄電システム

<補助対象内>
・蓄電システム

・太陽光発電システム

⑤LED照明

専有部の照明には全てLEDを導入
・LED照明器具：*****台
人感センサー*****台
昼光化センサー*****台
初年度：なし
2年度：工事

※ HEMS・MEMSについて

<補助対象内>
・HEMS、MEMSの導入は行わない。
共用部・専有部ともにガスメーター、電力メーターをマンション管理会社が月次検針し、住棟全体のエネルギー消費量を把握する運用体制を構築する。

⑥高効率給湯機・給湯器

<補助対象内>
・蓄熱回収型ガス給湯機 (エコジョーズ) を全戸に導入 (*****台)
初年度：なし
2年度：工事

⑦高効率給湯機・給湯器

<補助対象内>
・蓄熱回収型ガス給湯機 (エコジョーズ) を全戸に導入 (*****台)
初年度：なし
2年度：工事

⑧高効率給湯機・給湯器

<補助対象内>
・蓄熱回収型ガス給湯機 (エコジョーズ) を全戸に導入 (*****台)
初年度：なし
2年度：工事

⑨高効率給湯機・給湯器

<補助対象内>
・蓄熱回収型ガス給湯機 (エコジョーズ) を全戸に導入 (*****台)
初年度：なし
2年度：工事

⑩高効率給湯機・給湯器

<補助対象内>
・蓄熱回収型ガス給湯機 (エコジョーズ) を全戸に導入 (*****台)
初年度：なし
2年度：工事

⑪高効率給湯機・給湯器

<補助対象内>
・蓄熱回収型ガス給湯機 (エコジョーズ) を全戸に導入 (*****台)
初年度：なし
2年度：工事

⑫高効率給湯機・給湯器

<補助対象内>
・蓄熱回収型ガス給湯機 (エコジョーズ) を全戸に導入 (*****台)
初年度：なし
2年度：工事

⑬高効率給湯機・給湯器

<補助対象内>
・蓄熱回収型ガス給湯機 (エコジョーズ) を全戸に導入 (*****台)
初年度：なし
2年度：工事

⑭高効率給湯機・給湯器

<補助対象内>
・蓄熱回収型ガス給湯機 (エコジョーズ) を全戸に導入 (*****台)
初年度：なし
2年度：工事

⑮高効率給湯機・給湯器

<補助対象内>
・蓄熱回収型ガス給湯機 (エコジョーズ) を全戸に導入 (*****台)
初年度：なし
2年度：工事

⑯高効率給湯機・給湯器

<補助対象内>
・蓄熱回収型ガス給湯機 (エコジョーズ) を全戸に導入 (*****台)
初年度：なし
2年度：工事

⑰高効率給湯機・給湯器

<補助対象内>
・蓄熱回収型ガス給湯機 (エコジョーズ) を全戸に導入 (*****台)
初年度：なし
2年度：工事

⑱高効率給湯機・給湯器

<補助対象内>
・蓄熱回収型ガス給湯機 (エコジョーズ) を全戸に導入 (*****台)
初年度：なし
2年度：工事

⑲高効率給湯機・給湯器

<補助対象内>
・蓄熱回収型ガス給湯機 (エコジョーズ) を全戸に導入 (*****台)
初年度：なし
2年度：工事

⑳高効率給湯機・給湯器

<補助対象内>
・蓄熱回収型ガス給湯機 (エコジョーズ) を全戸に導入 (*****台)
初年度：なし
2年度：工事

㉑高効率給湯機・給湯器

<補助対象内>
・蓄熱回収型ガス給湯機 (エコジョーズ) を全戸に導入 (*****台)
初年度：なし
2年度：工事

㉒高効率給湯機・給湯器

<補助対象内>
・蓄熱回収型ガス給湯機 (エコジョーズ) を全戸に導入 (*****台)
初年度：なし
2年度：工事

㉓高効率給湯機・給湯器

<補助対象内>
・蓄熱回収型ガス給湯機 (エコジョーズ) を全戸に導入 (*****台)
初年度：なし
2年度：工事

㉔高効率給湯機・給湯器

<補助対象内>
・蓄熱回収型ガス給湯機 (エコジョーズ) を全戸に導入 (*****台)
初年度：なし
2年度：工事

㉕高効率給湯機・給湯器

<補助対象内>
・蓄熱回収型ガス給湯機 (エコジョーズ) を全戸に導入 (*****台)
初年度：なし
2年度：工事

㉖高効率給湯機・給湯器

<補助対象内>
・蓄熱回収型ガス給湯機 (エコジョーズ) を全戸に導入 (*****台)
初年度：なし
2年度：工事

㉗高効率給湯機・給湯器

<補助対象内>
・蓄熱回収型ガス給湯機 (エコジョーズ) を全戸に導入 (*****台)
初年度：なし
2年度：工事

㉘高効率給湯機・給湯器

<補助対象内>
・蓄熱回収型ガス給湯機 (エコジョーズ) を全戸に導入 (*****台)
初年度：なし
2年度：工事

㉙高効率給湯機・給湯器

<補助対象内>
・蓄熱回収型ガス給湯機 (エコジョーズ) を全戸に導入 (*****台)
初年度：なし
2年度：工事

㉚高効率給湯機・給湯器

<補助対象内>
・蓄熱回収型ガス給湯機 (エコジョーズ) を全戸に導入 (*****台)
初年度：なし
2年度：工事

㉛高効率給湯機・給湯器

<補助対象内>
・蓄熱回収型ガス給湯機 (エコジョーズ) を全戸に導入 (*****台)
初年度：なし
2年度：工事

㉜高効率給湯機・給湯器

<補助対象内>
・蓄熱回収型ガス給湯機 (エコジョーズ) を全戸に導入 (*****台)
初年度：なし
2年度：工事

㉝高効率給湯機・給湯器

<補助対象内>
・蓄熱回収型ガス給湯機 (エコジョーズ) を全戸に導入 (*****台)
初年度：なし
2年度：工事

㉞高効率給湯機・給湯器

<補助対象内>
・蓄熱回収型ガス給湯機 (エコジョーズ) を全戸に導入 (*****台)
初年度：なし
2年度：工事

㉟高効率給湯機・給湯器

<補助対象内>
・蓄熱回収型ガス給湯機 (エコジョーズ) を全戸に導入 (*****台)
初年度：なし
2年度：工事

㊱高効率給湯機・給湯器

<補助対象内>
・蓄熱回収型ガス給湯機 (エコジョーズ) を全戸に導入 (*****台)
初年度：なし
2年度：工事

㊲高効率給湯機・給湯器

<補助対象内>
・蓄熱回収型ガス給湯機 (エコジョーズ) を全戸に導入 (*****台)
初年度：なし
2年度：工事

㊳高効率給湯機・給湯器

<補助対象内>
・蓄熱回収型ガス給湯機 (エコジョーズ) を全戸に導入 (*****台)
初年度：なし
2年度：工事

㊴高効率給湯機・給湯器

<補助対象内>
・蓄熱回収型ガス給湯機 (エコジョーズ) を全戸に導入 (*****台)
初年度：なし
2年度：工事

㊵高効率給湯機・給湯器

<補助対象内>
・蓄熱回収型ガス給湯機 (エコジョーズ) を全戸に導入 (*****台)
初年度：なし
2年度：工事

㊶高効率給湯機・給湯器

<補助対象内>
・蓄熱回収型ガス給湯機 (エコジョーズ) を全戸に導入 (*****台)
初年度：なし
2年度：工事

㊷高効率給湯機・給湯器

<補助対象内>
・蓄熱回収型ガス給湯機 (エコジョーズ) を全戸に導入 (*****台)
初年度：なし
2年度：工事

㊸高効率給湯機・給湯器

<補助対象内>
・蓄熱回収型ガス給湯機 (エコジョーズ) を全戸に導入 (*****台)
初年度：なし
2年度：工事

㊹高効率給湯機・給湯器

<補助対象内>
・蓄熱回収型ガス給湯機 (エコジョーズ) を全戸に導入 (*****台)
初年度：なし
2年度：工事

㊺高効率給湯機・給湯器

<補助対象内>
・蓄熱回収型ガス給湯機 (エコジョーズ) を全戸に導入 (*****台)
初年度：なし
2年度：工事

㊻高効率給湯機・給湯器

<補助対象内>
・蓄熱回収型ガス給湯機 (エコジョーズ) を全戸に導入 (*****台)
初年度：なし
2年度：工事

㊼高効率給湯機・給湯器

<補助対象内>
・蓄熱回収型ガス給湯機 (エコジョーズ) を全戸に導入 (*****台)
初年度：なし
2年度：工事

㊽高効率給湯機・給湯器

<補助対象内>
・蓄熱回収型ガス給湯機 (エコジョーズ) を全戸に導入 (*****台)
初年度：なし
2年度：工事

㊾高効率給湯機・給湯器

<補助対象内>
・蓄熱回収型ガス給湯機 (エコジョーズ) を全戸に導入 (*****台)
初年度：なし
2年度：工事

㊿高効率給湯機・給湯器

<補助対象内>
・蓄熱回収型ガス給湯機 (エコジョーズ) を全戸に導入 (*****台)
初年度：なし
2年度：工事

51

4. 住戸一覧

4. 住戸一覧

補助事業の名称		プレミアムマンション〇〇〇			低中層ZEH-M促進事業	
1) 住棟情報						
外皮平均熱貫流率 (住戸平均値) (UA値)	0.55	住棟の一次エネルギー 消費削減率 (創エネ含む)(%)	53 %	住戸 タイプ数	6	
床面積の合計 (㎡)	1033.00					

2) 住戸内訳

番号	階数	住戸番号 (部屋番号)	住戸 タイプ	分譲・ 賃貸の 区分	間取り	床面積 (㎡)	各住戸の 外皮平均 熱貫流率 (UA値)	各住戸の一次 エネルギー 消費削減率 (創エネ除く)(%)	属性		設備 タイプ
									平面	断面	
1	1	101	A	賃貸	2LDK	69.00	0.52	30	角住戸	最下階	a
2	1	102	補助対象住戸全住戸の住戸番号を附番して 一覧にしてください。230戸以上ある場 合は、SIIに相談してください			41.00	0.50	33	中住戸	最下階	a
3	1	103				41.00	0.52	31	角住戸	最下階	a
4	1	104				65.00	0.52	30	角住戸	最下階	a
5	1	105	E	住戸タイプを記載してください			0	0.50	33	太陽光発電による創エネ分を除いた数 値を入力	
6	1	106	F	賃貸	1LDK	40.00	0.52	31			
7	2	201	A	賃貸	2LDK	69.00	「角住戸」「中住戸」を選択		角住戸	中間階	b
8	2	202	B	賃貸	1LDK	41.00	0.50	33	中住戸	中間階	b
9	2	203	C	賃貸	1LDK	41.00	0.52	31	階層を選択		中間階
10	2	204	D	賃貸	2LDK	65.00	導入する設備の組み合わせごとに「5. 設備タイプ別設備仕様書」を 作成のうえ、各住戸の設備タイプを選択してください				b
11	2	205	E	賃貸	1LDK	40.00					
12	2	206	F	賃貸	1LDK	40.00	0.52	31	角住戸	中間階	b
13	3	301	A	賃貸	2LDK	69.00	0.58	29	角住戸	最上階	b
14	3	302	B	賃貸	1LDK	41.00	0.56	31	中住戸	最上階	b
15	3	303	C	賃貸	1LDK	41.00	0.58	30	角住戸	最上階	b
16	3	304	D	賃貸	2LDK	65.00	0.52	30	角住戸	中間階	b
17	3	305	E	賃貸	1LDK	40.00	0.50	33	中住戸	中間階	b
18	3	306	F	賃貸	1LDK	40.00	0.52	31	角住戸	中間階	b
19	4	401	D	賃貸	2LDK	65.00	0.58	29	角住戸	最上階	b
20	4	402	E	賃貸	1LDK	40.00	0.56	31	中住戸	最上階	b
21	4	403	F	賃貸	1LDK	40.00	0.58	30	角住戸	最上階	b
22											
23											
24											
25											
26											
27											
28											
29											
30											
31											
32											
33											
34											
35											

5. 設備タイプ別設備仕様書

5. 設備タイプ別設備仕様書

設備タイプ	a	設備タイプa:蓄電システム「有」の例
-------	---	--------------------

① 空調設備

I. 個別エアコン

設置場所	メーカー名	型番	エネルギー消費 効率の区分	台数
主たる 居室	△△△	A1234	い	1

II. ヒートポンプ式セントラル空調システム

設置場所	メーカー名	型番	暖房			冷房		
			定格能力 (kW)	定格消費電力 (W)	COP	定格能力 (kW)	定格消費電力 (W)	COP

III. 温水式暖房(床暖房、パネルラジエーター等) 暖房専用熱源機か兼用熱源機かを選択すること

設置場所	放熱機の種類	熱源機の種類	専用 兼用	メーカー名	型番	定格暖房 能力(kW)	定格暖房 消費電力 (W)	暖房 COP	暖房部 熱効率 (%)

② 換気設備 (24時間換気を使用する全ての換気設備を記入すること)

種類	メーカー名	型番	温度(顕熱) 交換効率(%)	消費電力 (W)	換気風量 (m³/h)	比消費電力 [W/(m³/h)]	台数
ダクト式第三種換気	△△△	B-123456		43.0	114	0.38	1
比消費電力合計						0.38	W/(m³/h)

③ 給湯設備 (セット型番があるものは、セット型番で記入すること)

種類	メーカー名	型番	効率			エネファーム
			電気	ガス	ハイブリッド	
			年間給湯 (保温) 効率	エネルギー 消費効率(%)	年間保温効率(%)	種類
潜熱回収型ガス給湯機	□□□	▽▽-1234		94		

(注) 燃料電池(エネファーム)の場合は、種類/メーカー名/型番のみを記入すること

(注) ガスエンジン給湯機(エコウィル)の場合は、発電ユニットの総合効率をガスのエネルギー消費効率欄に記入すること

④ 照明設備

設置場所	メーカー名	機種名(型番)	調光・センサー類	台数
主たる 居室	○○○	○○-123	-	5
その他 居室	○○○	○○-124	-	2
非居室	○○○	○○-124	人感センサー	1

⑤ 再生可能エネルギーの導入(対象住戸に再生可能エネルギーの供給)がある設備タイプは「有」を選択

設置の有無	有り
-------	----

⑥ エネルギー計測装置

HEMSの導入の有無	メーカー名	型番※
無し		

※計測データの収集・蓄積・出力等を管理している機器の型番を入力すること

⑦ 蓄電システム (蓄電システムの設備仕様詳細は、「6. 蓄電システム明細」へ入力すること)

蓄電システム導入の有無	メーカー名	パッケージ型番※
有り	□□○○	ABC-AB123

※パッケージ型番はSIIのHP上で確認すること

5. 設備タイプ別設備仕様書

5. 設備タイプ別設備仕様書

設備タイプ	b	設備タイプb:蓄電システム「無」の例
-------	---	--------------------

① 空調設備
Ⅰ. 個別エアコン

設置場所	メーカー名	型番	エネルギー消費 効率の区分	台数
主たる 居室	△△△	A1234	い	1

Ⅱ. ヒートポンプ式セントラル空調システム

設置場所	メーカー名	型番	暖房			冷房		
			定格能力 (kW)	定格消費電力 (W)	COP	定格能力 (kW)	定格消費電力 (W)	COP

Ⅲ. 温水式暖房(床暖房、パネルラジエーター等) 暖房専用熱源機か兼用熱源機かを選択すること

設置場所	放熱機の種類	熱源機の種類	専用 兼用	メーカー名	型番	定格暖房 能力(kW)	定格暖房 消費電力 (W)	暖房 COP	暖房部 熱効率 (%)

② 換気設備 (24時間換気を使用する全ての換気設備を記入すること)

種類	メーカー名	型番	温度(顕熱) 交換効率(%)	消費電力 (W)	換気風量 (㎡/h)	比消費電力 [W/(㎡/h)]	台数
ダクト式第三種換気	△△△	B-123456		43.0	114	0.38	1
比消費電力合計						0.38	W/(㎡/h)

③ 給湯設備 (セット型番があるものは、セット型番で記入すること)

種類	メーカー名	型番	効率			エネファーム
			電気	ガス	ハイブリッド	
			年間給湯 (保温) 効率	エネルギー 消費効率(%)	年間保温効率(%)	種類
潜熱回収型ガス給湯機	□□□	▽▽-1234		94		

(注) 燃料電池(エネファーム)の場合は、種類/メーカー名/型番のみを記入すること
(注) ガスエンジン給湯機(エコウィル)の場合は、発電ユニットの総合効率をガスのエネルギー消費効率欄に記入すること

④ 照明設備

設置場所	メーカー名	機種名(型番)	調光・センサー類	台数
主たる 居室	○○○	○○-123	-	5
その他 居室	○○○	○○-124	-	2
非居室	○○○	○○-124	人感センサー	1

⑤ 再生可能エネルギーの導入(対象住戸に再生可能エネルギーの供給)がある設備タイプは「有」を選択

設置の有無	有り
-------	----

⑥ エネルギー計測装置

HEMSの導入の有無	メーカー名	型番※
無し		

※計測データの収集・蓄積・出力等を管理している機器の型番を入力すること

⑦ 蓄電システム (蓄電システムの設備仕様詳細は、「6. 蓄電システム明細」へ入力すること)

蓄電システム導入の有無	メーカー名	パッケージ型番※
無し		

※パッケージ型番はSIIのHP上で確認すること

6. 蓄電システム明細

6. 蓄電システム明細

1) 補助対象住戸情報

メーカー名	プレミアムマンション〇〇〇低中層ZEH-M促進事業
住戸番号(部屋番号)	101

自動転記

2) 蓄電システム設備情報

メーカー名	□□〇〇
パッケージ型番	ABC-AB123
初期実効容量	3.8 kWh (I)
蓄電容量	4.0 kWh
保証年数	15 年
電力変換装置のタイプ	専用
定格出力	5.9 kW
申請可能な導入価格の上限額	自動計算 360,000 円
蓄電システム導入価格※1 (補助対象経費)	350,000 円 (II)

※1 蓄電システム1台あたりの導入価格(見積金額)を入力すること

導入台数	1 台 (III)
1kWhあたりの補助金額	自動計算 20,000 円 (IV)

このシートは蓄電システムを導入する住戸ごとに作成し、ここに住戸番号を入力してください。

の項目は、SIIが公表している蓄電システム一覧を確認し、機器情報を正確に記入してください。

同一住戸内に同一機器を複数導入する場合はその数量を記入してください。

3) 補助金額の算出

① 初期実効容量(合計)による補助金額	3.8 kWh	76,000 円	①=(I)×(III)×(IV)
② 補助対象経費合計		350,000 円	②=(II)×(III)
③ 補助対象経費にの1/3を乗じた補助金額		116,666 円	③=②の1/3
④ ①、③のいずれか低い補助金額	自動計算	76,000 円	④

【補助対象経費 算出業者名】

(②の金額を算出した業者の社名、住所等を記入し、社印を捺印すること)

会社名・所在地を入力

⑤ ○×電工 株式会社 XX支店 東京都 ○〇区〇〇町1-2-3	印
-------------------------------------	---

登録印(社印)を押印

【複数種設置した場合】別機種の蓄電システム補助金申請額

⑥ 蓄電システム導入補助金申請額※2		円 ⑥
--------------------	--	-----

※2 蓄電システムを複数種設置する際は、本シートをコピーし(1)、(2)、(3)①～⑤まで入力し、自動表示された④を⑥に転記すること

⑦ 住戸あたりの補助金積算額	76,000 円	円 ⑦=④+⑥
⑧ 補助額上限	200,000 円	円 ⑧

⑨ 災害時の電源確保に配慮した蓄電システムの場合の加算※3	0 円	円 ⑨
-------------------------------	-----	-----

※3 該当する住戸の場合は40,000円を選択入力すること

公募要領P13,P20を熟読し、該当する場合に限り「40,000円」を選択(該当しない場合は0円を選択)。

4) 住戸あたりの補助金申請金額

蓄電システム導入補助金申請額	76,000 円	円 =⑥,⑦のいずれか低い金額+⑨
----------------	----------	-------------------

7. エネルギー計測計画図

7. エネルギー計測計画図

○MEMSやHEMSを導入する事業は、計測記録項目と記録方法、データ集約の方法等を具体的に記載すること。

○MEMS、HEMSを導入しない事業は、電力量・ガス消費量の計測記録方法を具体的に記載すること。

<MEMS、HEMSを導入しない場合の記入例>

A

管理会社A社が共用部電力メーターと月次検針するとともに、太陽光発電の発電量と各住戸への供給量を月次記録する。

				401	402	403
	301	302	303	304	305	306
	201	202	203	204	205	206
共用部	101	102	103	104	105	106

101号室

2020年〇月分

買電力量

売電力量

ガス消費量

B

管理会社A社が各住戸の電力・ガスメーターを月次検針し、エネルギー消費量を記録

A

 +

B

 を管理会社A社が集約して補助事業者に提出。

56

8. 事業予定 9. 定期報告及び設備の保守に関する事項

8. 事業予定

1) 事業全体の予定

事業着手日	2020 年 7 月 1 日	
事業主から購入者への引渡し開始予定日 (分譲事業のみ入力)	2022 年 3 月 31 日	※本年度の補助金交付日以前に引渡しを行った場合、 当該住戸は補助対象外となるので注意すること

2) 事業に係る設計者等情報

設計者	法人名称	株式会社〇〇設計事務所		代表者名	〇〇四郎		事業内容	建築設計
	住所	〒 159 - 0939	都道府県	〇〇県	市区町村	〇〇市〇〇町 2丁目3番4号		
施工者	法人名称	▲▲▲建設株式会社		代表者名	□□五郎		事業内容	建設業
	住所	〒 135 - 6789	都道府県	東京都	市区町村	××区〇〇町 5丁目6番7号		

9. 定期報告及び設備の保守に関する事項

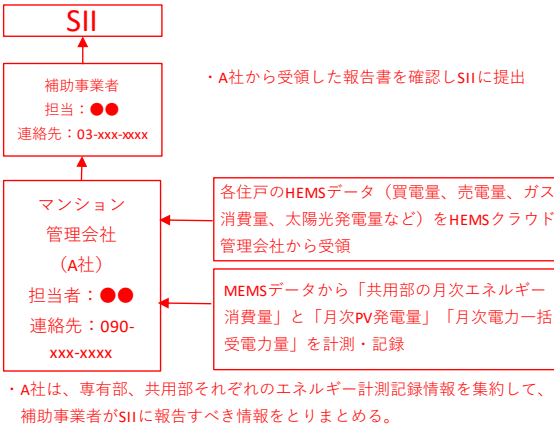
エネルギー計測記録体制

* 定期報告を実施するための体制（データの収集、集計等を含む）を記入する。

記入例① 管理会社に集約業務を委託する体制図の例
(HEMS、MEMSを導入しないケース)



記入例② 管理会社に集約業務を委託する体制図の例
(HEMS、MEMSを導入するケース)



10. 補助金額算出表

10. 補助金額算出表

補助事業の名称

プレミアムマンション〇〇〇低中層ZEH-M促進事業

自動転記

「1）年度ごとの補助金額まとめ」は、
「2）住戸ごとの補助対象の内訳」を入力すると、自動計算されます。

1) 年度ごとの補助金額まとめ

	BELS評価証の取得に係る補助 金額(円) (a)	強化外皮に係る補助金額 (円) (b)	高性能設備に係る 補助金額(円) (c)	蓄電システムに係る 補助金額(円) (d)	設備費・工事費合計(円) (e)=(b)+(c)+(d)	合計(円) (f)=(a)+(e)
1年目	1,050,000	4,200,000	0	0	4,200,000	5,250,000
2年目	0	0	5,250,000	456,000	5,706,000	5,706,000
3年目	0	0	0	0	0	0
合計	1,050,000	4,200,000	5,250,000	456,000	9,906,000	10,956,000

2) 住戸ごとの補助対象の内訳

番号	階数	住戸番号 (部屋番号)	BELS評価証の取得に係る 補助金額 (定額5万円/戸)	強化外皮に係る補助金額 (定額20万円/戸)	高性能設備に係る 補助金額 (定額25万円/戸)	蓄電システムに係るもの	
						補助金額(円)	導入年度
1	1	101	1年目	1年目	2年目	76,000	2年目
2	1	102	1年目	1年目	「6. 蓄電システム明細」で算出した補助金 額在住戸ごとに入力してください。	76,000	2年目
3	1	103	1年目	1年目		76,000	2年目
4	1	104	1年目	1年目		76,000	2年目
5	1	105	1年目	1年目	2年目	76,000	2年目
6	1	106	1年目	1年目	2年目	76,000	2年目
7	2	201	階数と住戸番号は自動転記され	1年目	2年目		
8	2	202		1年目	2年目		
9	2	203	1年目	1年目	2年目		
10	2	204	「BEELS評価書取得」は全住戸 1年目の事業になります。	1年目	2年目		
11	2	205		1年目	2年目		
12	2	206	1年目	1年目	2年目		
13	3	301	1年目	1年目	「外皮強化工事が完了する年 度」在住戸ごとに洗濯してく		
14	3	302	1年目	1年目			
15	3	303	1年目	1年目	2年目		
16	3	304	1年目	1年目	2年目		
17	3	305	1年目	1年目	2年目		
18	3	306	1年目	1年目	2年目		
19	4	401	1年目	1年目	2年目		
20	4	402	1年目	1年目	2年目		
21	4	403	1年目	1年目	2年目		
22							
23							
24							
25							
26							
27							
28							
29							
30							
31							
32							
33							
34							
35							
36							
37							
38							
39							
40							
41							
42							
43							
44							
45							
46							
47							
48							
49							
50							

11. 工程表

11. 工程表

補助事業の名称

申請者名

低中層ZEH-M促進事業

●マンション新築工事 事業実施工程表

		2020年	2021年	2022年									
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
市区町村 行政	市役所 建設課												
地元協議	地元協議会												
地質調査	地質調査会社												
設計・監理	設計事務所												
建築計画	建築士事務所												
建築費見積	建築費見積業者												
建築費決定	建築費決定委員会												
開発許可、地区計画等	開発許可申請書提出												
条例に準ずる届出	条例に準ずる届出												
建築申請	建築申請書提出												
省エネ(BELS)	省エネ診断書提出												
補助申請(都道府県予算補助等)	補助申請書提出												
仮設工事	仮設工事												
躯体工事	躯体工事												
断熱工事	断熱工事												
サッシ工事	サッシ工事												
給排水配管工事	給排水配管工事												
電気工事	電気工事												
内装工事	内装工事												
設備工事(専有部)	設備工事(専有部)												
設備工事(共有部)	設備工事(共有部)												
外構工事	外構工事												
クリーニング	クリーニング												
広告宣伝	広告宣伝												

6章 申請書提出先及び問合せ先

6 申請書提出先及び問合せ先

申請書提出先及び問合せ先

(1) 提出先

以下の「申請書提出先シート」を切り取り、必ず枠内の会社名・担当者氏名・電話番号を明記し、内容物欄にチェックをした上で**梱包等に貼り付けて**提出すること。
複数の申請書をまとめて一口で提出する場合は、申請書数も明記すること。複数の個口に分けて提出する場合は、「申請書提出先シート」を複製して利用すること。
なお、申請書の提出先は、事業によって異なるため、他の事業には絶対に使いまわさないこと。

〒104-0061
東京都中央区銀座2-16-7 恒産第3ビル7階
一般社団法人 環境共創イニシアチブ

『令和2年度
低中層ZEH-M(ゼッチ・マンション)促進事業』

会社名
担当者氏名
電話番号

申請書提出先シート

※あてはまる内容物に
チェックをしてください

☐ 交付申請書
☐ その他の書類

申請係

複数申請の場合
申請書数 件

使用例



(2) 発送の注意事項

- ① 他の事業の「申請書提出先シート」使いまわし等により、提出先に間違いがある場合は申請書を受理できないので注意すること。
- ② SIIからZEHデベロッパーに対して申請書を受け取った旨の連絡はしない。
- ③ 必ず配送状況が確認できる手段(簡易書留等)で送付すること。
- ④ 申請者がSIIに送付する申請書は「信書」に該当するものが含まれることから、郵便物・信書便物以外の荷物扱いで発送できないので、注意すること。
- ⑤ 申請書の持ち込みは受理しないので注意すること。

(3) 問合せ先

TEL:03-5565-4533 (10時～12時、13時～17時 平日のみ)

※ 上記以外の電話番号にお問合せいただいても、一切お答えできませんので、必ず上記の問合せ先に連絡すること。

補助事業の詳細は、SIIホームページをご覧ください

「低中層ZEH－M促進事業」

https://sii.or.jp/moe_zeh_m02/

TEL 03-5565-4533

【受付時間】 平日 10:00～12:00、13:00～17:00